

平成29年第7回定例会

清里町議会会議録

平成29年12月13日 開会

平成29年12月13日 閉会

清里町議会

平成29年第7回清里町議会定例会会議録（12月13日）

平成29年第7回清里町議会定例会は、清里町議会議事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊藤 忠之	6番 勝又 武司
2番 堀川 哲男	7番 加藤 健次
3番 河口 高	8番 村島 健二
4番 前中 康男	9番 田中 誠
5番 池下 昇	

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	櫛引 政明
教育委員長	石井 幸二
農業委員会長	森本 宏
代表監査委員	篠田 恵介
選挙管理委員長	工藤 特雄
副町長	宇野 充
総務課長	伊藤 浩幸
企画政策課長	本松 昭仁
町民課長	河合 雄司
保健福祉課長	蘭部 充
保健福祉課参与	長野 徹也
産業建設課長	藤代 弘輝
出納室長	熊谷 雄二

教 育 長	岸 本 幸 雄
生涯学習課長	原 田 賢 一
農業委員会事務局長	藤 代 弘 輝
監査委員事務局長	溝 口 富 男
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 浩 幸

8. 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	溝 口 富 男
主 査	寺 岡 輝 美

9. 本会議の案件は次のとおりである。

議会報告第1号	平成29年度定例監査の結果について
一般質問	3名 4件
議案第48号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第49号	清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
議案第50号	清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第51号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第52号	清里町リフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第53号	国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の一部を変更する規約
議案第54号	二十一号橋補修工事に係る契約変更について
議案第55号	平成29年度清里町一般会計補正予算（第5号）
議案第56号	平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第57号	平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第58号	平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第59号	平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第2号）
意見案第8号	平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書について

●開会・開議宣告

○議長（田中誠君）

ただ今の出席議員数は9名です。
ただ今から、平成29年第7回清里町議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

●日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中誠君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番 加藤健次君、1番 伊藤忠之君を指名いたします。

●日程第2 会期の決定について

○議長（田中誠君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 池下昇君。

○5番（池下昇君）

議会運営委員長報告。本定例会の会期は、提案件数、議案の内容から判断して、本日1日間とすることが適当と思われれます。以上が、議会運営委員会の結果でありますので、報告いたします。

○議長（田中誠君）

お諮りします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間に決定しました。

●日程第3 議長諸般の報告

○議長（田中誠君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（溝口富男君）

議長諸般の報告3点について御報告申し上げます。
1点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について。記載の期日案件で会議が開催されておりますので、報告申し上げます。

2点目、例月現金出納検査の結果について。平成29年11月分について、2ページのとおり提出されております。適正であるとの報告であります。

3点目、平成29年第7回清里町議会定例会説明員等の報告について。3ページのとおりとなっておりますのでご参照いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（田中誠君）

これで、議長諸般の報告を終わります。

●日程第4 町長一般行政報告

○議長（田中誠君）

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

それでは、町長の一般行政報告を申し上げたいと思います。まず大きな1の主要事業の執行状況についてであります。

1点目の議決工事の進捗でございます。平成29年12月1日現在における工事の進捗状況を申し上げます。ケアハウス建設工事建築主体、電気設備、機械設備につきましては記載の工期・工事内容により実施しております。建築主体につきましては、躯体工事が完了し、内部の下地組の施工中でございます。進捗割合では60%となっております。電気設備は躯体の埋設管が完了いたしまして内部配管の施設工事の施工中であります。進捗割合は22%となっております。機械設備につきましては、床暖房の配管と天井裏ダクト工事の施工中でございます。進捗割合では22%となっております。次の清里町清掃センター長寿命化改修工事焼却施設につきましては、記載の工事、工事内容により実施されておまして、予定どおりに工期内完了したところでございます。次の二十一号橋補修工事につきましても記載の工期・工事内容により実施がされております。現在ひび割れ補修工事、橋梁塗装が完了いたしまして現在では支承補修及び断面修復工事の施工中であります。進捗割合は80%となっております。

次に裏になります。2ページをお開きください。自治会長会議でございます。12月の7日、町民会館交流ホールにて開催がされております。年末年始における公共施設の利用や冬期間に係る除雪体制、各種政策の進捗状況、そして当面する事務事業等の周知と各課から連絡依頼事項などについてそれぞれ説明をさせていただいたものでございます。自治会長25名が参加をいただいたところであります。次に、平成29年度第1回総合教育会議でございます。12月11日町民会館2階の研修室で開催がされております。清里高校の総合支援対策、コミュニティスクールの推進、平成29年度の全国学力学習調査の結果について、そして教育委員会の事務局に、これらの報告・説明をいただいております。またその後平成30年度教育予算やスクールバスの体系、幼児英語教育のあり方などについて意見交換を行っているものでございます。

以上申し上げ町長の一般行政報告といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これで、町長一般行政報告を終わります。

●日程第5 教育長一般行政報告

○議長(田中誠君)

日程第5 教育長一般行政報告を行います。教育長 岸本幸雄君。

○教育長(岸本幸雄君)

教育長一般行政報告を申し上げます。まず大きな1、主な会議行事等の報告であります。

1点目清里町スポーツフェスティバルについて。10月9日体育の日、第26回目となりますスポーツフェスティバルが開催され、緑ヶ丘公園を会場にパークゴルフ、キックベース、ゲートカーリング、小学生対象のキッズチャレンジが行われ、大人から子供まで合わせて、153名の参加によりスポーツを通して、楽しみながら親睦交流が図られました。

2点目、清里町PTA連合会教育懇談会について。10月11日、ホテル緑清荘にて開催され、町内小中学校並びに清里高校のPTA役員等27名が出席し、各学校における活動状況等の情報公開や教育委員会に対する要望等が出され、役員相互の交流が図られたところでございます。

3点目、平成29年度清里町子育てを考えるつどい兼オホーツク東部地区PTA連合会母親研修会兼清里町PTA連合会研究大会について。例年、町で行われております子育てを考えるつどい並びに町P連の研究大会に併せまして本年度清里町開催となりました網走東部地区PTA連合会主催の母親研修会が網走市、大空町、斜里町、小清水町、そして清里町の1市4町からお母さん方が中心に162名の参加により開催されました。内容は記載のとおり、日本赤十字北海道看護大学講師によるご講演をいただき、豊かな心を持った子供を育てる親のあり方等について研鑽を深めたところでございます。

4点目、第61回清里町文化祭について。12月1日から3日までの3日間にわたり例年どおり開催され、展示部門では11団体個人3名の出店、舞台部分では第1部町民ダンスの集い、第2部小中高校音楽発表会、第3部舞台発表が行われました。また、自治会女性部連絡協議会などの御協力をいただき食堂やドーナツ、クッキーの販売、お茶会などが行われ、3日間を通して延べ約1千200名の来場のもと、盛会に終了いたしました。

5点目、平成29年度清里町文化賞・スポーツ賞授賞式について。12月3日文化祭舞台発表にあわせて行われ、今年度スポーツの各大会で優秀な成績を納められた方並びに地域のスポーツの振興に寄与された方に対し、教育委員会よりスポーツ賞及びスポーツ奨励賞を授与いたしました。次のページをご覧ください。

大きな2、教育委員会の開催状況であります。第6回教育委員会は10月2日、第7回が、10月30日、第8回が12月6日にそれぞれ開催され、記載の案件について審議、決定されております。

次に大きな3、その他1、全道大会の出場についてであります。(1)第33回北海道高等学校新人陸上競技大会が9月13日から15日まで札幌市で開催され、清里高校より3名が出場

し、春名将志君が砲丸投げで、7位に入賞をしております。(2)第24回北海道中学校新人陸上競技大会が9月23日から9月24日まで千歳市で開催され、清里中学校より2名が出席しております。(3)第48回全道ママさんバレーボール大会が10月7日から8日まで、札幌市で開催され清里清流チームが出席しております。(4)第24回北海道スプリント水泳競技大会が11月12日、札幌市で開催され、清里中学校3年春名伸哉君が出席し、100メートル自由型で3位、200メートル自由型で2位に入賞をしております。(5)第37回全国中学生人権作文コンテスト東北道大会に本町中学生が参加をいたしまして応募総数54校、1千727編の中から清里中学校3年生堀川凌平君が特別賞である北海道教育委員会教育長賞に、同じ3年生の木村滯さんが奨励賞に選ばれております。このほか、同コンテストの北見地区の入賞作品といたしましても本町より2名の生徒が選ばれております。

以上申し上げます、教育長一般行政報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、教育長一般行政報告を終わります。

●日程第6 議会報告第1号

○議長（田中誠君）

日程第6 議会報告第1号 平成29年度定例監査の結果についてを議題とします。

監査委員の報告を求めます。代表監査委員 篠田恵介君。

○代表監査委員（篠田恵介君）

平成29年度定例監査の結果についてご報告させていただきます。地方自治法199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条9項の規定により監査に関する結果を報告するものであります。

- 1、監査の期間でございますが、本年10月25日から27日の3日間行っております。
- 2、監査の対象でございます。平成29年9月30日現在の、一般会計及び特別会計における（1）予算の執行状況（2）事業の執行状況（3）財産の管理状況（4）その他でございます。
- 3、監査を行った部局等でございますが、町長部局及び各委員会等でございます。
- 4、提出を求めた書類でございます。（1）各会計の予算執行状況に関する調書から（8）その他必要に応じ提出を求めた書類でございます。次のページです。
- 5、監査の結果でございます。

（1）予算の執行状況でございますが、一般会計及び特別会計にかかる歳入歳出予算の執行状況に関する資料の提出を求め、担当者から資料説明、内容等の聴取また関係書類の確認等により監査を実施してございます。②監査の結果でございます。各会計における予算の執行状況については別表のとおりでございます。計画に基づき概ね全般的に概ね適正に処理されていることを認めるものでございます。

(2) 事業の執行状況及び契約の事務処理についてでございます。監査の方法といたしまして事業の執行状況については各課より工事等実施状況調書の提出を求め、各種工事物品購入、委託事業など297事業のうち32事業について監査を実施してございます。監査の実施に当たっては事業概要、契約書、完成写真等の関係書類の提出を求め、必要に応じ所管からの説明を受けております。また緑清荘備品更新事業、道路橋梁及び河川指定管理業務委託、緑スキー場リフト整備事業については、実地監査を行っております。②監査の結果でございます。事業の執行状況についてはそれぞれの工事等実施計画、工事工程表に基づき予定どおりの進捗状況でございます。また契約の事務処理に当たっては財務規則等法令に基づき執行されており基本的に概ね適正と認めるものでございます。

(3) その他の監査でございます。①監査の方法ですが、公金の取り扱いについて、出納室、札弦支所、緑支所に向き実地監査を行っております。②の結果でございます。支所等の公金の取り扱いは正確であり事務処理についても適正になされているものでございます。

6、総括です。予算の執行状況及び事務処理については法令条例等に沿い、概ね適正に処理されていると認めるものでございます。

以上申し上げまして、平成29年度定例監査の結果についてのご報告とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これで、議会報告第1号 平成29年度定例監査の結果についてを終わります。

●日程第7 一般質問

○議長（田中誠君）

日程第7 一般質問を行います。順次発言を許します。

河口高君。

○3番（河口高君）

それでは通告のとおり、商工振興と地域交通の将来について質問させていただきます。先の委員会及び臨時議会の中で、商業振興についてはかなり議論されました。その中で緊急経済対策が執行され、当町の事業者そして何より町民一人ひとりが良かった年末になると思います。効果もそれなりに一時出てくることと思っております。

全国的には好景気です。これは政治判断なんでしょうけども、地方においては、決してそういう景気感はないのも現実であります。清里町においては、基幹産業である農業も決して悪い事では無く、良い結果を聞いております。その中で大きな財政出動については、十分な検査が必要かなと思っております。町の中の景気感はどうでしょうか。世の中の景気感の報道がされているように良いようには見えてきません。これは、何なのか。このタイミングで財政出動、これも1つの対策と十分心得ております。過去の同様な対策を考えると大きな対策事業です。きちんとした数値目標を持った事業は当然ではないだろうかと考えております。過去のい

ろんな施策の中で直接住民に経済対策された結果はどのように現れているだろうかということ、
が細かくデータとして無いということについては、これからも十分検討余地があるかなと考
えております。この辺は町長どう思っているのかということをお聞きします。今後少しでも有効
活用を数値化で捉える。このことが大事なことだと考えています。いかがでしょうか。

当町の町並みは、昭和の歩道の無い狭い中、いろいろな商店が集積され正月を迎え、12月
は非常に賑わった、昔話であります。産業構造の変化は人口減を伴い、所得向上とともにモー
タリゼーションは、消費の多様化を生み地方商店街がそれに伴い、それなりの対策をしてきた
と思いますが、なかなか十分な景気感は出来ていない。当町も中央商店街が平成7年に整備さ
れ、すばらしい町並みが形成されました。当時の中央商店街の理事長は事業をするも地獄、し
ないのも地獄ということを書いて行政の力を借り形成され、他町村からも大きな評価を得たこ
とだと私も確認しております。私もその中で必死に商売をさせていただきました。それぞれの
商店の方々も活性化事業の高揚感を共有したことだと理解しております。飲食店も賑わい近隣
の町からも来ていたことだと思っております。人口減と消費の多様化は商店街の疲弊とつなが
り、今日を迎えていることだと思っております。待望の町の中のスーパーも開店して、消費の
受け皿として今後期待することでもあります。しかし問題は人の流れをどのようにつくるか
ということが非常に大事な部分だと思っております。町長は現在の商店街をどのように分析され
ているかをお聞きします。

問題点。町民にとって商店の数、商品分離、商品構成が不十分なために町に来る流れが少な
いこと。商店を増やすことは非常に難しい。無理だと思っております。ただし、諦めることはで
きない現実があります。人の流れを考えると少なくとも町の中に出てきてもらう、くつろ
いで語る時間を費やす。これは出来ることなんだろうと思っております。商売のパイは大きくなら
ないけども、人の流れをつくることはできることだと思っております。何よりも中央商店街の活
性化の時にできましたコミットがあります。20年経ってどのように使われてきたんでしょ
うか。大変重要な施設だと理解していますが、どうして活用が少ないんでしょうか。このこと
についてはどのように考えているかお聞きします。しっかり町民と共に知恵を出す機会をいた
だきたい。それを作っていたきたいと思っております。

中央にある空き店舗、これは皆さんの共通の課題だと思っております。これはどういうふう
に思っているのかも懸案であります。商店街は公共財と町長は言われておりました。もう既に荒
れてきております。前向きな対応が望まれているときであります。将来像が見えない、語れな
い。このことが商店の方々も疲弊感に繋がっているのではないのでしょうか。しっかり議論して
空気感を変え、前向きな発信が何より商業振興の第一歩と考えております。町長の考えをお聞
かせください。

少ない商店構成、しかし町への用事は少なからずあります。銀行、郵便局、役場、それぞれ
の行き来は必ずあるわけです。ますます高齢化が進み、買い物難民と言われる不便な住みにく
い時代がやってきました。地域交通は必須課題であります。前回の一般質問でなかなか前向き
な答弁がいただけなかった。しかしそれで半年が過ぎました。何か1つでもこの件に対して進
んだのでしょうか。将来をどのように考えているのでしょうか。お聞きします。

先月末道新フォーラムがあり、行政の方から出席された方もあるかもしれませんが、JR島
田社長の出席のもと鉄道問題の第一人者である名古屋大学の加藤教授が言っております。地域
がJRを生かす。この大変重要なフレーズの中で鉄道は残すのではなく生かすものであるとい

うことがある。存続を目的とってしまうことはもうやってはいけないことなんだということがあります。JRの問題については改めてしっかりと今後検討をしていきたいと思っています。

今回についてはこの地域交通について十分議論していきたいと思っています。またJRの問題も1年以内に結論をくださいというのが先日出た結果であります。1年以内に出すということは、地域交通がJRを生かすんだというときには地域交通自身がこの1年の間にどういう形で構成するかだとか、地域交通をどうやって組み立てるかということをしかりと将来像をつくらなければならない。この計画はいつ作るんでしょうか。前回の質問の中で交通振興の活性化について語られました。当町もやっていかなきゃならないことということで答弁いただいています。まさしくタイムリミットは1年以内ということになっています。それが大切な第一歩であることも重要なことであります。この地域交通どうやって組み立てていくのかということについて質問させていただきます。以上大きな2つの課題について質問させていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今、河口議員からの御質問についてお答えをしていきたいというふうに思います。まず大きな商業振興と地域交通の将来についてということであります。その中の1点目の中心市街地の空き店舗に対する取り組みについてでございますが、その前段に先ほど緊急対策に伴う数値目標の設定の関係がございましたので、それからお答えをしていきたいと思います。

基本的に行政の執行にあたりましては、それぞれの計画を立て、分野別の計画を立て、そこに目標値を置いて事業推進をしていくことで、今まで進めてきたわけでありまして、特に一昨年に策定したまち・ひと・しごと創生に係る総合戦略については、その計画の実行評価改善PDCAサイクルの重要性からそれぞれの項目に目標とするところのKPI、要は評価数値というものを設けながら進めてきたということでありまして、当然にこれから各種の事業の長期的な計画に基づく推進についてはこういう手法をとっていく。そういう重要な指標になってくるだろうというふうに判断をしております。

ただし、今回の緊急経済対策は当初から計画をして実施したものではありません。緊急的にやむを得ずやらなければならないという考え方のもとに執行しておりますので、そういう部分からいくと、この数値目標を先に立てて云々ということより、まず今の状況を打開するために執行しなければならんという部分がありますので、必ずしも行政が推進するそれぞれの施策についてすべてに指標を持って実施をするということに相ならんという部分も含めてご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは1点目の中央商店街の空き店舗に対する取り組みの関係であります。その中で現在の商店街についてどのように分析されているのかという御質問であります。本町の中心商店街については平成5年にスタートいたしました市街地近代化事業によりまして、メインストリートそして商店街のデザインを一新し、改築整備がされたところであります。広く明るく洗練されたお店と植樹と花で飾られた商店街は、町民はもとより町外からも脚光を浴びたそういう優良事例の1つではなかったかなというふうに思っております。また近代化事業の中核施設とし

平成11年にはコミットが整備をされております。このコミットには商工会事務所をはじめ、観光案内または住民の寄合の場所、各お店の大売り出しの会場や各種催し物の会場としても大いにご利用をいただいていたものと考えております。しかしながら人口の減少、少子高齢化、過疎化、モータリゼーション、そして大型店舗の近隣市や町への進出、さらにはネット販売の進展などの影響を受けまして消費が大きく減退し流出をしている状況でありまして、商店街を中心に閉店するお店が目立つようになってまいりました。現在においてはかなり商店街が空洞化しているとそういうふうに理解をしているところでありまして、または商業環境そのものに活力が失われてきているというふうに理解をしているところでもあります。

そうした状況を踏まえながら、少しでも町ににぎわいと活力を取り戻すために、空き店舗を活用した店舗出店等改修支援事業。さらには商業を続けていくために、または開設するために必要とされる中小企業の運転資金の融資制度の施策、そして新しい人の流れと移住定住を促進するために賃貸住宅の整備事業、さらには個人住宅の改修支援、空き店舗の個人住宅のリフォーム事業、そして空き家バンク事業など各種の施策を展開してきた、これらについては御案内のとおりかというふうに思います。

次に、コミットの活用の件でございます。御案内のようにコミットにつきましては1階にはアトリウム、そして2階には和室と小ホールを有しておりまして、住民の皆さんの寄合の場所、そして各お店の大売り出し、また催し物の会場として使われておりますし、また会議室関係においては各種関係機関団体の会議の場所としても大いに活用をいただいているところでございます。引き続きそうした催し、また会議等を通じながら、にぎわいと活力づくりに向けたより効果的な利用方策などについても施設の所有者であります商工会とも十分に検討協議を、今後とも進めていくように努力してまいり所存であります。

次に空き店舗の活用についてでございます。空き店舗につきましては、すべてが現在個人の所有物でございます。物件の賃貸、または売買等の処分については、それぞれの所有者と関係者において処理をいただくことが最も適切であると理解をしているところでもあります。町といたしましてはそうした物件が生じてきたときに、各種支援対策などを通じながら、負担軽減につなげていける、そういう相談に乗っていきたいというふうに考えるところでございます。

次に2点目の町の地域交通政策についてどのように進めていくのかという質問でございます。従前より町の交通機関といたしましては、鉄道、路線バス、そしてハイヤーによりご利用をいただいておりますが、御案内のように鉄道は主に町外への通学列車として一定の利用をいただいております。路線バスについては、緑線が路線バスとして斜里バスが運営をいたしておりますが、本線については通学バスとの兼ね合いの中で時間帯設置をしているということもありますので、一般利用の方々は極めて少ない状況にあります。またハイヤーについてもハイヤー会社が自主運営でございまして、現在は2台のハイヤーを保有して運行をされているというふうにお聞きをしているところであります。車社会の時代ではありますけれども、過疎化の進行による生活交通の後退、そして高齢化の進展による移動制約者または福祉輸送の需要が逆に増加をしてきていることも事実でございまして、町内移動に係る日常生活、支障をきたしてくる方も今後一層増えてくる状況にあるというふうには理解をするところでございます。こうした背景の中で現行の交通機関の維持存続に向けて、交通事業者とも今後一層連携を深めていく、そういう考え方でいるところであります。将来的な課題としては、コミュニティバスだとかデマンド方式による交通だとかさらには高齢者の支援に対する対応だとかいろいろ検討していかな

ければならない課題が山積をしているところでございます。

先ほどの御質問にありました地域交通計画、いつまでに策定をするのかというご質問でもありますように、現在JRの鉄道については、JR問題として特に釧網線また管内的にはもうひとつ石北線がありますが、これらの全体的な北海道における交通体系としての鉄道のあり方が明確に北海道が示していただかないことには、地域が直接維持存続の判断をするということとはできないと私はそういうふうに思っております。当然そうした中での判断の中に、ともに北海道そして沿線の市町村連携をとりながら進めていくべき事項というふうに思っておりますが、そうした極めて困難な課題を抱えた中での路線バスのあり方、これが公共交通の捉え方になってくるだろうと、それにハイヤーだとかその他のいろんな部分での交通機関の事業者の方とも連携をとりながら全体として交通計画をどうしていくかということに相なっていくと理解をしておりますし、また先ほど申し上げました高齢化が進んだことによる移動制約者の関係、それから特に清里町の場合は本年度をもって緑町小学校が閉校となります。それから明年度予定では光岳小学校が閉校になります。これによって札弦・緑地域における児童生徒の交通をどう捉えていくかということが、大きな課題になってまいりますので、これらの部分の含めながら、平成30年度中に策定作業に入っていきたいというふうに考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上申し上げます、それぞれ中心市街商店街の関係、または商業振興と地域交通についての答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

まず、商店街の振興、商業振興について再質問させていただきます。まず真っ先に数値目標については多少違和感があると捉えられている方もいらっしゃるかなと思います。しかし過去何回かやった部分の結果について数値についてはあると思うんですね。大きな財政出動をした時にそのお金がどうやって価値をさらに生むかという検討のための数値目標は非常に大事な部分だと僕は捉えております。どこの事業もこのような大きな財政出動をして結果については結果オーライでは無いんであります。少なからずここに数値目標がきちんと緊急であれ、財政出動についての数値目標は絶対必要なことだと思っております。それに対してどういうふうに結果がなったのかという検査が必要なことであると私は思っております。

先ほどPDCAで、最初のプランの前に一番大事なこと、想像というイメージの部分之余りにも私は少ないんだと思う。これはどういうプランにつなげるための最初の想像をする。まさしくその想像の最初のイメージ、これはどういう世界だとか、これが出来る、出来ないんじゃない、こういう世界がという想像の世界がまず大事で、それはどうやってつくるのか、それは町民と行政とそれぞれ当事者が1つのテーブルにやっぱりつくということ、それぞれの結論が出てからそれぞれの縦割りじゃなくて本当にこの町はもう4千人切っちゃう町なんだろうと思います。小さな町で縦割りの事業は、私は非常に違和感を覚えています。小さな町だから出来ることをしっかりとやっていかなきゃいけないことだろうと思っております。

確かに今回の事業については、時間軸を戻すつもりは一切ありません。ただ消費の流出を担

保することになる、商業振興は従来幾度も質問されております。しかしなぜこれが身に結んでこないんだろうか。大きな意味では今商店街が決して疲弊してもうどん底ということではないんだろうと思います。やっぱり疲弊感という空気感、景気感が非常に悪い。それは何なんだろうか。それは将来への希望が持てないという事。年齢も上がってきました。ここの人口減を考えた時に、この町の将来を見た時に将来の希望が持てない、それは決して理解できないことではありません。でもそれをどうやってひっぱりあげるのかというのが当事者であり、やはり行政の力が発揮できる1番の事だと思います。

財政比率、確かに非常に他の市町村に比べてはるかに良いよと胸張って言えるけども、町の中を見た時に、この10年後どうなるんでしょうか。このままずっと続いていって良いことなんでしょうか。従来と同じ経済対策をやっている。今年についてはさらに数値目標とあえてこれを出してきたのは、今までと同じことについてはちょっと違うでしょうということが私は一番思っていることでもあります。まさしく町の中の将来像そして活力をどうやってつくるかということだと思うんですね。活力はやはりこの町で地域を少しでも維持発展させられる、将来に少しでも良いから望みが持てる、そのことがこの町に住んで良かったことになるんだろうと思います。その取り組みについては、非常に目に見える形は商店街なんだろうと思っています。商業振興については、非常にそういう面で大切なセクションであり、清里町の町民が皆で稼いだ要するに総生産高は、他のところで消費をしていくと、その分はこの町をどんどん疲弊化する第一歩であります。消費の受け皿が少しでもできました。さらにどうやってこの消費の受け皿をこの町の中でつくっていくことについては、もう商工会に任せています。ではもう遅いんです。もう既に手遅れだと思っています。まだまだみんなが町民交えて行政交えて、当事者意識の中でまちづくりをしていかなきゃいけないことだろうと、その中には商業という1つの消費構造という非常に大事な部分であります。一次産業の農業、生産します。でも消費だけは他のところに行って消費される率が多くなれば何もならないです。このへんの消費構造についての町長はどのように考えてますでしょうか。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今の御質問にお答えを申し上げたいというふうに思いますが、今回の景気対策に対する数値目標の関係であります。数値目標を持って実施をしたものではありません。緊急的な経済対策として、今の状況を判断の中で施策を出させていただいたということでもあります。ただしこれに対する効果というのは、当然投資した額以上の効果を見込んだからこそやって、投資以下になることはないというふうに私は理解をしております。どうしてこういうことをやったかというのは、やはり景気の気を上げていかなければならん、その気を上げるというのは今議員がおっしゃられましたように空気を改善していきたいと、そこに財政投資をする、その意味でさせていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたい。当然多くの皆さんがその配布した振興券やまた町から発注するいろんな事業の部分で、商工に実際にはお金が流れるわけですから、お金が回るということが非常に大事なことでありまして、実質的に町の中にお金が回り始めることによってやっぱり気が上がっていくという部分に相当数つなが

っていくだろうと。その景気を上げていきたいという、そこが第一の目的であったというふうに理解をしていただければというふうに思うところであります。

また当然、うちの町の住まれている方々の日常生活をどうサポートしていくか、そのための商店街でなかろうかというふうに私は思っております。基幹産業の農林業と合わせて、やはり商工観光があってまちづくりの1つの全体としての環境が整っていくというふうに思っているところでありますから、本当に大切な分野としてしっかりと町も町民の皆さんとともに支えていける体制をとっていきたいというふうに思っております。

この小さな町だからこそできるというものがありますのでそこをしっかりとやっていきたいというふうに思っています。以上であります。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

数値目標にこだわるわけではないんですけども、非常にこだわっているのは、これが議会で可決されました。さあよいよ前に進む、で町はどうやって動いていった。その前にわくわく商品券っていう行政の財政出動がありました。今回はまっすぐ町民への還元であります。ここで約5千万という金額が動いていくわけですよ。この中でこれをどうやって吸収するのかと。いった時に、私は商工会含めて事業者の動きが非常に物足りない部分を感じています。行政は商業あるいは商工会とどういう取り組みをされたのか。決まる前に動けることがない、しかし動いた5日の日からどんな動きだったのかということについては、私自身は非常に不満を持っております。こんな大きな財政出動、これからそんなに出来ることではありません。しかも将来投資をこういう町民還元という方法をとった。5千万という商売ができたときに、事業者とどうやってこれを生かせるかという時は、これは行政よりも事業者側というか、商工会の部分非常に大きいんだろうと思いますが、非常にこの動きについては不満を持っております。せっかくの将来投資を考えた時に、この金額がさらにどうやってプラスになるかっていうことについて、しっかりと今後考えていかなきゃいけないことだろうと思っております。

その中で先ほど言いました空き店舗の利用、まさしく町の中に何用事あるのかということが非常に大事なことになります。消費の受け皿、スーパーが1つ増えました。だからこの部分がどのぐらい増えていっているのかということの数値についても、どのように把握されているのかということも大事なことだろうと思っております。8月末で4千160の人口については間違いなく消費がある。生活をしている。この中のどれだけがここの町自身の消費の受け皿になれるか。これはやっぱり知恵を出して、その情報を持っているのは町民一人ひとりなんです。一人ひとりがどういう情報を持っているかということこそ是非今後はつくっていかなくちゃ、このビックデータっていう形は、将来この町が商業振興のための大きな第一歩に、このビックデータをどうやってつくっていくかということが大切なことだと思っております。その中で今の商店構成では絶対間に合わない、これははっきりしています。そうすると、どうするんだろうか、商工会ともに業態変更をしていかなくちゃならないか、当事者としてこの業態については、しっかりと今後検討しなくちゃいけないことだろうと思っておりますので、その辺も今後難しいことではないんだと思います。それぞれのテーブルで話し合うんじゃない。行政、当事者であるいは町民、

我々も大いに力を出せると思います。1つのテーブルの中で一つずつ議論をしていく。もう遠回りはいらない、その中でいろんな情報を知る、1つのテーブルに着くことが一番大事なことで私は思っていますので、ぜひその辺は将来じゃないすぐにでも出来ることはやっていくということをやっていただきたいと思います。活力これは少しでも良いですから将来が見える形をぜひつくっていただきたいと思います。

次にこの商業振興の中で大事なことは交通です。町の中にどうやっていこうか、という交通手段が非常に大事な部分。前回もう6カ月前になりますが、質問の中でこの町は非常にコンパクトにできています、周囲5キロの間に街中がある。この中にコンパクトな交通網というのは私はすぐ出来るんだろうと思っています。行動している自治体に重点的に支援するというのがこの地域交通活性化事業であります。主体的に取り組む市町村に、国は支援をしますよ。あくまでも再生法は地域市町村に投げられた法律、これは何度か見直されていますけども、早急に地域交通再生法については、取り組んで行動している自治体については重点的に支援します。道だとか国はこれについては議論を持ちませんよ、市町村が考えることですよということを行っているわけですから、それについてしっかりとした組み立てをしてほしいです。

先ほど町長から30年度中ということになりました。これは、作文をつくるのが30年度中なんですか、実際動き出すのが30年度中なんですかってことが非常に大事なことになるので、そのへん再質問をさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今2つの御質問かなというふうに思いますが、まず最初の今回の経済対策にかかる商工会を含めた全体的な動きの関係であります。基本的には、商工業者の方、お店の方々、将来に向かってやはり夢と希望を持って今の職種を続けていけるそんな環境づくりをすることが一番大切なことだろうと私は思っているところであります。町民の皆さんのお力を借り、行政の力を入れ、そして商工会全体としての力を発揮していただいて、その地元商店に対する熱い思いを、町全体で支えられているとそうした意味合いを実感できるそんなメッセージをやはりきちっと出していかなきゃならないというふうに思っております。そういう意味においても今回の経済対策そういうメッセージの1つにはなっただろうというふうに思っているところでありますので、今後とも商工会または商工関係者、また、町民の皆さんのお力を借りながら、商業振興環境づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから2点目の商工振興にあわせた地域交通の関係であります。先ほどの答弁でも申し上げましたように、全体としてはまず1つの公共交通となれば鉄道とバス路線ということになります。それ以外の交通網としてはハイヤーだとか先ほどちょっと申し上げましたオンデマンド云々だとか、いろんな部分が出てくるかと思いますが、基本的に今ある公共交通の形をどう捉えていくかということがまずベースになってこようと思っておりますので、当然JRの大きな課題がその前に横たわっているわけでありまして、これらの方向性が出てこない限りにおいてはそれぞれの地域交通計画をつくっても、その根底がずれてしまったらさっぱり物になら

ないということになってきます。ですから全道的に見てもこの国で示している地域公共交通網体系計画についてはほとんどの町村が足踏みをしている状況だというふうに理解をしておりますし、まずは全国的にも1千790の自治体がありますが、まだ限られたところしか策定をしております。その策定をしているところの主なものが大きな市が地域の空白地帯のバス路線をどうするかということをやっているのが実情でありまして、そういう中からいくと、国で言う形ではなくて簡易型の清里の実状に合う交通網体系をどう捉えていった良いのだろうと、そのところの整理をしていきたいということでありまして、30年度中に作業に着手をしていきたいというふうに考えております。できるだけ早くその方向性を捉えた中で、いろんな対策をあわせてやっていきたいというふうに考えているところでもありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

今の答弁の中で町長と違うのは、JRの後にこの活性再生法でどういう交通体系をつくるかを検討するって話ですが、私は全く逆なんです。このJRをどうやって生かすかというところに、地域交通が大事なんだということを言われる。順番が違うんです。JRの動きを考えてから地域交通、全くそれは違う話になります。現在このJRはどう判断するか、JRについては別途の機会で話しますが、概ねJRについての理解の中、いろんなフォーラム、シンポジウムたくさんあります。ただしどの会議も存続であってどうやって存続するために何が必要なかのダイヤの話がないんです。当然清里も存続するためには今のダイヤで存続してください。そして負担してください。これはますます地域が減退してしまうんです。そんなところに財政出動していただきます町は疲弊します。利用の少ないここに財政を投入する、とんでもないです。どんどん町は疲弊していくんです。町民が本当に良かったというダイヤを組んでこそ、初めて利用価値があります。今現在のダイヤを本当に理解しているのでしょうか。かなり走っているように見えますけども、朝11時位に行ったら帰りは4時だとかそのくらいでしか帰って来れない、隣町に行くだけで。地域交通をしっかり組み立ててダイヤを組み立てる、初めてそこにこういうダイヤでJRを存続してほしいということが僕はあるべき姿だと思っておりますので、地域交通を語らないでJRをというのは、全く僕は違うことなんだろうと思っております。

先ほど言いました早急に交通活性化再生法のもとに作りたい、この作文は誰がつくるのでしょうか。私はこれをコンサルに任せたとかこの辺だけはやめていただきたい。自分たちがどれだけ汗を流せるかということが将来につながる事なんだろうと思っておりますので、ぜひこれは作文をつくるんでなくて、どうやってこの交通をやるか。単純に言うと1台の実証実験がかなり必要になってきます。他の市町村もみんなそうです。そうすると緑小学校の問題もあります。この時に低床型の小型のバス1台小さいタイプで10人そこそこを1台をぼんと用意したときに、どうやってこのバスを利用するか。そこからいろんな知恵とアイデアが出てくるんだと思います。いろいろ机上であだこうやるんじゃなくて、実際の車をどうやって動かす、この1台をどうやって動かすかだと思います。そこからまた新しいアイデアだとかいろんなことが出

てくると思いますので、作文も大事ですけどもまさしく現場からいろんな情報を得るということが私は大事じゃないかなと思っておりますので、そのへんについて再度町長については、半世紀、行政の立場にいます。もう隅から隅までいろんな対策事業についてもすべての知恵を持っている方。ぜひこの辺は自ら新しい方向で進んでいただきたい。その空気感、先ほど景気の気、これはどうやって空気を変えるかということが大事になります。今までと同じような進み方では町民は何の空気感も感じない。新しい動きを是非やっていただきたいと思うのですが、その交通については実証実験を兼ねた1台を投入する、そこからいろんなアイデアが出てくるということも1つ考えていますが、それについて町長はどうお考えでしょうか。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

地域交通の関係であります。結果的には人の流れをつくって、やはりその商店街または町の中を活性化する1つの手段としての地域交通網のあり方にしていかなきゃならんとそういうふうには理解をするところではありますが、ただ地域交通網計画の全体的な国で言っている計画の策定というのは、まだまだ枠が大きい話になっていますから、わが町だけ云々ということよりも全体的なつながりがなければやっていくことができません。そうした中にJRも、わが町の判断だけでわが町がいるとかいらんとかということも大切なことです、わが町にしてみれば。私としては町民の明日が守れば良いんです、はっきりと言ったら。ところがそうではないと。このJRはループ状になっていて北海道としての鉄道のあり方をどうするか、ここが原点になってくると思っています。ですからそれを抜きにしてうちの町だけはあれがいるぞ、これはいらんぞという、JRに対して例えば利用からいったら緑から向こうには1年間に何人かしか清里の人は乗っておりません。そのために列車を走らせるのかということを考えていったら費用対効果からいったら即答えが出てくるかなと思います。それだけではいけないという部分がありますので、全体としての計画の中に我々も位置をしていくと。そこにわが町としての考え方をどれだけちりばめていけるかという部分でやっていかなければならんだろうと、私としては思っているところであります。

実際問題として清里から網走に向かっては8路線が今でもJRは走っております。それから斜里から清里、緑までには5本の列車が走っておりますが、だから上下合わせると10何列車が走っていることになっておりますし、現実にもそういうダイヤが組まれているわけでありまして。この中でJRの方の調査が出されておりますが、地元の方々は先ほど申し上げましたように通学に使われている方がほとんどでありまして、通院だとか買い物だとか云々で使われている方はほとんど少ない状況にあるということも事実であります。そういうものをベースとしながら、どういうふう展開をしていくかという考え方をつくっていかなければならんだろうと思います。

それからバス路線の関係についても、本当に通学バスとしての形の中に路線バスを貼りつけていただいているという形でありまして、どうしても通学時間帯になっていきますから利用しにくい状態の中でどれだけだという、それはなかなか難しい判断をしていかなければなりませんが、計画を策定していくということになれば、そこら辺の調査をしっかりといかなきゃな

らん、あれば良いという理論ではだめなんで実際に乗っていただけるのかいただけないのか、ここがはっきりしていかないと計画をなんぼ立てても実際やってみたら乗らなかったということになってしまうという恐れもありますので、こちらへんはしっかりと基礎調査を入れていきたいなというふうに思っております。

そしてこの計画全体として国で言う公共交通網整備計画、これについては相当な下積みの計画があると、だから一般的にはコンサルを入れてほとんどやっております。私どもが今考えているのはそういうものを考えておりませんので、皆さんの力もお借りしながら町民の皆さんの意見を聞きながらやっていける、そんな計画づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、これらの策定の考え方についても御理解をいただければというふうに思っておりますし、基本的に斜里町もそれに準じた計画を立てております。当然その中には町民の皆さんとか有識者の皆さんも一緒になって相談をしているようでありまして、協議会なりそういう会議なりを起こしながら、多くの皆さんの意見を聴取しながら進めていければというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

今の計画の立て方の中で先ほど私も実証実験がてら一緒に同時並行で進むこともひとつ大事なかなという質問させていただきましたので、再度後でお答えいただきたいと思いますが、JR問題を深堀りするつもりはありませんが、今現在こんだけの交通がありますよ。しかし先ほど町長言われたように緑から向こうはほんの僅かしかいません。私は駅で切符を売った何年かありますので、その辺の使い方については十分理解している。そのためにここの町はどうするんだということが非常に大事なんですけども、うちの町の立ち位置というのは、他の市町村もありますからじゃなくて、うちの立ち位置はこういう位置にありますということだけはしっかり発信していただきたいと思います。これは町長そして議長がいろんな活性化委員会で幾度となく足を運ばれていることだと思いますが、この辺は重要な部分になります。他の市町村がこうだからうちも合わせましょうじゃないんです。うちの町はどういう交通になってほしい、JRもどういう交通でやってほしいということだけはしっかりとした中で取り組んでいただきたいと思います。上下分離、恐らくそういう形が進むんだろうと思いますけども、私は上下分離の下の部分は国道道道しっかりとした道路整備が並行してある、このときに鉄路でなければなぜいけないんだということもしっかり議論していただきたいなと思っていますので、JRについては改めてまたやりますが、作文をつくるのも結構ですけども、実証を兼ねながらやっぱり最短で構築できる工夫、その中であくまでもデマンド型しか清里はあり得ないと思っています。それは小さな車あるいは小型のマイクロだとかいろんな工夫はいろいろあるとは思いますが、デマンド型の中でプランを練っていくべきだと思っていますので、そのへんの先のPDCAのPの前にどういう交通がこの町はどうやって、交通だけでない、買い物だとかいろんなことでどういう形が想像できる世界、清里町の将来どんなこと、その中の交通はどうだということを引きちんと次のプランへつなぐためのいろんなイメージだと思います。こんな町ってどうだろうかだとかという機会をぜひ作っていただきたいと思いますが、町長の

考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

地域交通計画の関係でありますけれども、議員の方から計画の作成とあわせて実証実験を並行してやったらどうかという御質問であります。私としては、それらの必要性に対する調査を入れていきたい、そしてその調査の結果、一定の利用の可能性があるということになれば、現実的に本当にやれるのかどうか、そこで実証を入れていきたいというふうに考えております。まずは調査をして端的に言えば斜里町は実証実験をやっていた時に1日当たりかなりの数が乗ったそうではありますが、今となったら1日1人ないし2人しか乗っていないという巡回バスが出てしまったということも聞いておりますので、乖離するようなことで財政投資をするということもなかなか難しいかなというふうに思っておりますので、そこら辺は慎重に取り扱いをしていければというふうに考えておりますので、必要が出てきたら実証実験は当然していきたいというふうに思っていますし、より具体的にそこら辺を進めていかなければというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

またJRの存続に向けた考え方でもありますけれども、これは今オホーツク圏の活性化期成会の中に部会が出来ておりまして、我々も釧網本線部会の一員であります。その中でいろんな部分を今までも議論をしてきておりますが、この議論の中で私ははっきり申し上げているのは、清里単独で考えればという話ははっきり申し上げております。しかし単独だけではいけないという部分もありますから、そこら辺も一緒に連携をとりながら進めていければなというふうに思っているところでありますので、今後これから具体的に話が進んでいくと思います。そういう中でこの立ち位置をしっかりとしながらも、かつ存続をするための手法として全体的にどう判断をしていくかという形の中で取り扱っていければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

交通計画の関係、先ほど来申し上げていますように、平成30年の策定に入っていきたいというふうに思っているところでありますし、また必要があれば皆さんのご意見を多く聞ける協議会の設置だとか策定委員会の設置だとか踏まえて、皆さん方が利用しやすい形の中にいかに交通網を貼り付けていくことができるのか、これは単純に交通網でなくて全体に高齢になってきていますし、過疎になってきていますから、地域の商店の維持のあり方とそこにいかに人が来ていただける体系をとっていけるか、弱者と言われる高齢者の買い物弱者をいかに発生させないかということであって、交通網を守ることでなくてそういう部分で対応をしていかなければならんだろうというふうにも考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

生活支援交通は非常に大事な部分で、私はずっとこれを言っております。まさしく清里のモビリティをどう創るかを早急にやっていただきたい、車は運転できるんだけども不便になってという声が増しに多くなっているんです。この現実にもみんなが知恵を絞るときなんだろうと思っております。さっき言いましたイメージの中でこれはもうすぐタクシーと同じデマンド型をどう組み立てるかということだと思います。隣町のコミュニティバスだとかのルート、これもひとつの考えですけども、清里町の町の中は集まっておりますので、真ん中から放射状に短距離で走れる、まさしくデマンド型が一番私は非常に良い方法だと思っておりますので、その辺も今後のいろんなプランが出てくる中の検討材料だと思っております。

町長がいつも言われています、この町で住んで良かったということ、これの数値目標と言いますか、どの部分が本当に住んで良かったんだろうかということを一つずつ積み上げる必要があるんだろうと思っております。住んで良かった、それは医療の問題、交通の問題、買い物の問題、いろんな問題があります。無理な部分もたくさんあります。自己完結できない町でありますので、この時にはどこまで住民の協力を得ながら、どこまでが共用できるのかということも非常に大事なことです。住んで良かったということはどうやって位置付けするかという中で、この交通というのは非常に大事な部分だと考えていますので、早急な対応をお願いしたい。高齢者が暮らしやすい町、小さい子ども、誰にとっても暮らしやすい安心して移動できる、車ですとコミュニケーションって少ない、でもいろんな方と会える町。このコミュニケーションをどうつくっていくか。交通の問題は商店街形成の中で重要な課題だと思っておりますので、商業振興とともに交通がしっかりと組み立てていただきたいと思っておりますので、最後の質問にさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今のご質問2点あったかと思いますが、まず1点目の交通政策の関係であります。これから交通体系の計画を策定していく状況の中にあっては、基礎調査をしながら、そして手法についてはデマンド型に限らずいろんなものを検討させてもらいたい、ただ現状がわか町に合うのかとかというのは一つ一つ整理していかなければなりませんし、わか町だけではいかない、これは当然交通事業者が絡んできますから、交通事業者の意見を聞いていかなければなりません。交通事業者も公共交通としての路線バスの事業者もいればハイヤー会社の方々もおります。しっかりと意見聴取をしながら連携をもった中で、最も清里に合う体系はどれなんだという部分を導き出していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それからいつも言っておりますように本当に清里町に住んでいて良かったなと実感できるまちづくりに数値目標が必要だろうということ、これについては第5次総合計画それから今回のまち・ひと・しごとの創生戦略の中でも数値目標が出ております。目標数値があるわけでありますから、達成に向けたいろんな施策を展開していきたいということ、これは当然でありますけども、全体としてコミュニティが図れる、そういう気持ちの部分を含めた部分で町づくりを

一緒になってやっていけるという町民一体型の考え方を持たなければならないだろうと、すべてが数字ではかれるものではないというふうに思っておりますので、数字の大切さもある一面しっかりと捉えていかなければと思いますが、そこでは推しはかれないものも生活の中にはあるだろうというふうに、隣近所のつきあいだとかそういうものがありますから、そういう部分を大切にしながらやはり町づくりをしていきたいというふうに思っているところであります。

それぞれの各分野で掲げられた目標に向けて今第5次総合計画あと3年足らずになっておりますので、しっかりと展開をしていきたいというふうに考えておりますので、いろんな面において力添えをいただければというふうに考えている次第であります。以上申し上げ答弁といたします。

○議長（田中誠君）

河口高君。

○3番（河口高君）

いろいろと質問させていただきましてもやはり交通がやっぱりこの町の根幹だということだけを御理解いただいて、そして高齢者の住みやすいまさしくこの町のシティプロモーションをしっかりとつくり上げるということをやっていただきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

これで河口高君の質問を終わります。ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩	午前10時46分
再開	午前10時55分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。本日は高校生の傍聴もあるということでわかりやすい質疑応答という形で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、私は清里町の住生活環境について質問させていただきます。わかりやすく言えばこの清里町に快適に長く住んでいくためには住宅環境をどうやって改善していけるか、こういうような質問になろうかと思ひます。人口が4千200人を割り込み、その後も減少していく中、世帯数も少しずつ減少し、現在1千780世帯となっております。このうち、住宅に住む世帯は約1千640世帯、内訳は持ち家が約71%、公営の借家が20%、民営の借家が2%、給与住宅が7%、このように民営の借家が極端に少なく、公営借家への依存が高いことが特徴であり課題となっております。また、高齢化率の高まりに伴い、持ち家を維持することが難しくな

り、空き家が増え続ける心配もあります。また一方で希望に合った住居が確保できていない現実もあります。結婚した若い夫婦が住居を探してもなかなか見つからず、やむを得ず町外に引っ越した、このような例もあります。せっかく定住支援や子育て支援が整っていてもこれでは元も子もありません。

清里町は昨年度、住生活基本計画を策定しています。この計画に沿って住生活の改善が進められていくわけですが、今回主に3点に絞って質問させていただきたいと思います。

まず1点目、公営の借家について質問させていただきます。現在町営住宅は224戸、特公賃住宅等が140戸、合計364戸あります。先ほども言いましたように公営借家率が20%と依存度が高い中、築年数35年を超えて老朽化が目立つ住宅や間取りが狭いなど住環境の整備向上が望まれています。まず公営住宅等の整備計画。これについてお伺いします。

次に2点目、空き家対策について。町内には140軒ほどの空き家があります。そしてそのほとんどが所有者のさまざまな都合により有効に使われていません。また今後高齢化の進行に伴い、持ち家を維持することが難しくなるケースが増えてくることが予想されます。このような空き家を子育て世代や移住定住を希望する世帯のために活用する仕組みづくりが必要だと考えます。空き家の対策について町長の考えをお伺いします。

3点目は持ち家対策についてです。清里町の住生活環境を考える上で一番望ましいものは、この町に住宅を持ち長く住んでもらうことです。町では移住支援、定住支援を行っていますし、持ち家環境向上のためにリフォーム補助も行っています。また定住促進団地整備事業。これも過去3回、平成8年に新町、平成13年に羽衣、平成23年にまた新町、合計3回行われ、48区画に新しい家が建てられました。このような宅地供給は住宅取得の強い後押しになると考えます。遊休町有地を活用した宅地供給などを含め、持ち家対策について町長の考えをお伺いします。

以上3点についての回答をよろしくお願いたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今の堀川議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。その前にご質問の中で清里町の住生活基本計画のお話がありましたので、今日高校生が傍聴に入られておりますから、その住計画とは何ぞやからお話をさせていただきたいというふうに思います。

清里町におけるその住計画基本計画の概要でありますけども、町の住環境整備の関係については昨年の第5次清里町総合計画を上位計画とした中で、北海道の住生活基本計画とも連動して清里町の住環境基本計画を策定いたしました。町の住環境づくりの指針として位置づけるものでございます。計画期間は平成29年から38年までの10年間の計画といたしております。この計画については期間が長いものですから計画の進捗やまた社会情勢がその中で変動するということもございますので、おおむね5年程度を目途に内容を見直しながら進めていくという計画に思っているところであります。計画では実施した住民のアンケートによる幅広い世帯の意見を反映させながら、清里町における美しい自然に恵まれ地域コミュニティに育まれる、そして快適な住生活の実現をテーマとした4つの基本目標に基づいて進めていくということであ

りまして、具体的な取り組みにつきましては既に実施をしている制度に加えまして、新たな取り組みなども計画をその中でしていきたいということで進めているものでございます。

それではご質問の清里町における住環境についての1点目の公営住宅の整備計画についてお答えを申し上げたいと思います。最初に、現在の公営住宅等の管理状況であります。ご案内をいただきましたように全体で15団地がありまして364戸の住宅を公営住宅として管理をいたしております。内訳といたしまして先ほどもありました、12団地224戸でございます。すべてが公営住宅については世帯向け住宅でありまして、うち12戸が高齢者向けの住宅となっております。特公賃の住宅関係については6団地でございます。全体で140戸ありまして、うち56戸が世帯向け、84戸が単身者向けの住宅として求められたものでございます。

現在の入居の状況であります。公営住宅では174戸で入居率が77.7%でございます。空き家は50戸前後が空き家となっている状況であります。今その中で16戸については入居の募集を行っております。さらには残った部分については住宅の改修を今やっているところが6戸ございますので、それらを含めて22戸を運用し、残りについては政策空き家として将来建て替えまたは取り壊しをしていくという住宅が残りであります。その他に特公賃については世帯向けが56戸ありまして、入居率は今100%の入居になっております。単身向けについては84戸がありまして現在入居率で95.2%ですから4戸が空き状態になっておりますが、現在3戸については募集をし、1戸は修繕中であります。この修繕が終われば当然、募集対象の戸数ということになってこようかというふうに思います。

公営住宅等の整備の関係につきましては、清里町の公営住宅等長寿命化計画に基づきながら、今後も長期的に活用する住宅については改修修繕等入れながら積極的な事業の展開をしていきたいというふうに思っておりますし、建て替え事業につきましては、現在はひまわり団地を計画いたして進行中でございます。これから平成30年、31年においてもあと4戸の建設を予定しているところでございます。これらの状況についても入居の状況それから交付税等の財源を見極めながら進めていきたいというふうに考えている次第でもありますし、現在ひまわり団地がもう終盤になってきておりますので、これらの団地の整備が終わった後も引き続き、建て替えの部分については建設をしていきたいというふうに考えておりますが、いずれにしても民間住宅の政策もあわせてやってきておりますので、そういう大所高所全体計画を見ながら、戸数等は検討を加えながら適切な規模になるように進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから2点目の空き家対策についてであります。本町におきましては高齢化の進展や生活スタイルの変化などによりまして空き家が徐々に目立つようになってきております。またその空き家が老朽化するとともに環境への影響も懸念されるところでございまして、本町では平成26年より空き家バンク事業を委託事業として実施をしてきております。既に空き家バンクに登録された物件のうち11軒が新たに求められて現在居住地として使われているという有効活用がされているところでございます。また、今年からは従前からあります個人住宅の改修補助制度に加えまして、空き家であってその空き家を改修し貸し出す場合についても、制度の拡充をいたしておりますので、そうした支援策も含めながら空き家の有効活用に向けていきたいというふうに考えておりますし、こうした制度のあり方についても町民の皆さんに広くPRをしていきたいというふうに考えている次第でもあります。

次に3点目の持ち家対策に対する考え方でございます。ご提言をいただきましたように持ち

家を増やすということは移住定住がすぐ促進されそれに繋がっていくと、大切な事業だというふうに考えております。本町においては移住定住の交付金制度、住宅改修の交付金制度、そして持ち家を増やすための取り組みの制度等も行ってきておりますので、これらをしっかりとPRをしながら進めていきたいというふうに思っているところでもございます。また定住団地の考え方でありませけれども、今までに3回定住団地実施をしてきました。すべて完了をいたしたところであります。

今後においてそういう全体的な需要の絡みと十分に精査をしていかなければならないというふうには考えておりますけれども公営住宅の取り壊して空いたところだとか、また民間のところでも適切な場所が見つかればそういうような定住団地の造成についても今後十分に検討していきたいというふうに考えております。当然そういう段階では国の支援制度等も活用をさせていただきながら進めていければというふうに考えておりますので、特に清里にせっかく就職しても住宅がうまく見つからない、または建てる場所がない、その結果よそで生活をされるということになりますと、直接的な町の人口増には繋がってまいりませんので、そういう部分を慎重に内容精査をしながら且つそういう形に求めていけるように努力をしていきたいというふうに考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上3件につきましてご答弁申し上げましてご理解を賜りたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

まず1点目の公営住宅について再質問をさせていただきたいと思います。町長のお話にありましたように清里町では今年、公営住宅等長寿命化計画を策定しました。この計画に沿って屋根ですとか外壁などの修繕、またはお風呂そしてトイレなどを快適に使えるような改修、または高齢者や体の不自由な人のために手すりの設置。このように住む人が安心して快適に住み続けられるための改善事業が今後も予定されています。これらは居住性の向上ですとか建物の長寿命化のために重要な施策と考えます。また古くなった公営住宅の解体も予定では解体が76戸。そして新たな建設が29戸というような今後10年間の予定がされており、平成38年度までに公営住宅全体では320戸程度を目標とする、このような計画になっております。

この新たに建設される分に関してですが、計画では町営住宅から町営住宅の建て替え、このような形になっておりますが、町営住宅から町営住宅の建て替えではなしに状況に応じて町営住宅を壊した跡地に特公賃住宅等の建設を進めるべきだと私は思います。特公賃住宅はここ数年不足感が増しており、倍率も約1.3倍から1.7倍と高い応募倍率となっています。また所得の制限などから町営住宅よりも特公賃住宅への需要が増えているのが現実であります。この新たに建設についての町長の考えを再度お聞きします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

公営住宅の建て替えと管理の関係でございますが、基本的に建て替え事業については、住環境整備計画それから町の公営住宅の長寿命化計画に基づきながら進めてきているわけでありませぬ。基本的に老朽化した公営住宅を取り壊し、そしてそれに代わる部分として建て替えをしていくという形で進めてきております。ただし当初の計画の中でもそれぞれ時代の推移とともにニーズが変わってきております。公営住宅というのは、もともとの対策が福祉政策でありますから、低所得者の皆さん方が快適な住居に生活ができるための住宅として補助制度に基づいて設置をしているというのが公営住宅の制度でありますので、原則その部分は変わっていくことができませんので、そういう中においてより快適な居住性を求めていく住宅をいかに提供できるかという部分で整備をしてきたものであります。現状の中においては一般の低家賃の公営住宅とそれから少し所得が高い方の部分を入居できるような特公賃、特別賃貸住宅。これ今までいろんな名称が変わっていますが、要は特別賃貸住宅でありますけど、これらのそれぞれの状況を判断しながら、その状況によっては、公営住宅の建設が必要な時、また特公賃での建設が必要な時、そしてあわせて世帯向けもありますし、単身者向けの必要性のある場合も出てまいります。基本的に単身者住宅は若い人の方が住まれるわけで移住定住にも繋がっていく、もっとも大事なところかなというふうにも思っておりますから、そこら辺も需要と供給のバランスを考えながら整備をしていきたいというふうに考えておりますので、必ずしも長寿命化計画に載っているその部分だけに固執することのない状況をしっかりと判断をさせていただきたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

今の答弁にありましたように町営住宅は住宅困窮者のために、低所得者層への住宅供給という福祉的な観点から必要だということは十分理解しております。しかし現実を考えますと特公賃住宅が不足している。このような現実があります。そして特公賃住宅を増やしてしまうといういろんな心配も出てくることも重々理解をしていますが、町営住宅を壊したら町営住宅というのではなしにぜひ柔軟な対応で状況を見ながら進めていっていただきたいとこのように思います。

次に公営住宅の長期空き家の改善についてお聞きします。住宅事情が窮屈な中、長期間公営住宅が空室となっているケースがあります。特にほろも団地の2DK、さくらんぼ団地の3LDKに多く見られる傾向なのですが、この原因は世帯向けなのに狭いこと、所得制限で入居できないなどが推測されます。法律等の制限はありますが、非常にもったいない状況です。要件緩和して何とか入居できるようにならないでしょうか。例えば世帯向けの2DKを単身者にも門戸を広げるですとか所得制限を特公賃並みに緩和することも長期的な空き家を解消するためには必要なことと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

前段の御質問の方からお答えをしたいと思います。特公賃の建設に向けた考え方でありませぬ。先ほど来申し上げましたように、今の公営住宅等の建て替えて単純に公営住宅から公営住宅ということではなくて、これは内容をきっちりと精査をしてそういう状況を踏まえながら必要であれば公住であっても特公賃での建て替えをするだとか臨機応変にやれるように進めていきたいと。あまり目先だけでは心配なところもありますけども、大体世の中の流れというのはありますから、そういう部分もしっかりと認識した中で考えていただければというふうに思っております。

それから公営住宅の関係です。これは先ほど申し上げました、一定の基準の元に公営住宅法に基づいて建設をさせていただいておりますので、法に基づく範囲内は簡単にできるんですけど、それ以外となるとかなり難しい部分がございます。ただし議員のご質問にありましたように今現在16戸については希望申し込みをしておりますけれども、長期にわたって入居されていない場所が多くあります。端的に言えばやっぱり入居基準となっている所得が合わないという原因が大きいわけでありますので、所得制限の部分、我が町が決めているというよりも法律で決まっておりますので、その部分の特例を使わなければなりません。私もいろいろな勉強をしている最中でありまして調べてみますと、特例を全く使えないわけではないというふうにありますので、これらについて中身はじっくり精査をしなければなりません。それと民間の方々との家賃との競争が出てくることもありますから、単純にはできませんけれどもどうしてもそういう空き家ですと長期にわたる場合については何らかの改善策をうっていく必要があるだろうと、私もそのように常々思っておりますので、そういうような方向について、これはもし変えるということになれば国土交通大臣の認可がいりますから、すぐ私の判断でどうだこうだということにはなりませんけれども、そういう方向性について十分に検討させていただきたいと。それが果たして国の方でオーケーが出るかどうかというのはまた別の話でありますけども、そういう方式についても模索をさせていただきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと。

何よりもやはり希望されるものが潤沢に供給できて、そのまま条件が緩和されて入居できるというのが一番良いわけでありませぬけども、どうしても住宅を建てる時の公営住宅法に縛られるという面もありますので、そこら辺については先ほど申し上げましたような形でこれからいろんな部分方策を探っていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げますというふうに思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

長期的に空いている部屋の改善ということで質問させていただきましたが、事情は十分理解しております。法律の壁があるということも十分理解しておりますし、認めるとなれば今現在住んでいる人との整合性ですとか平等性の問題も出てくるでしょうし、本当に住宅に困っている人の対応はどうするんだというような安全策、受け皿の問題が出てきますでしょうし、清里町でも民間住宅建設へ助成を行っている中で余り緩くしてしまうと民間へ圧迫してしまうのでは

ないかというような懸念も重々承知しているわけですが、しかしながら数年空いているにも関わらず住みたい人がいるのに住めない現実を考えると、ここはやはり要件の緩和など町長の決断が必要だと考えます。先程も町長触れられましたが、清里町営住宅条例第4章に町営住宅のみなし特公賃住宅としての使用を認めることも記載されております。様々なハードルがあることも重々承知しますが、ぜひ柔軟な対応を検討すべきと考えます。短期限定ですとか住宅が見つかるまでの緊急避難的な入居。いろいろな条件緩和の仕方もあると思いますので、ぜひ柔軟な対応を検討していただきたいと再度御質問いたします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

公営住宅の要件緩和の関係であります。先ほど来申し上げておりますように公営住宅法の規定がありまして、それに基づいて実施をさせていただいております。町の法を受けた条例の中もみなし特公賃の住宅の規定も一応はされています。ただこれを正式にやるとなれば国交大臣の認可をもらった上でないとできないというものがありますので、そこら辺については柔軟に対応をしていきたいというふうに思っておりますけれど、可能であればそういう手法もとっていただくことはやぶさかではないというよりもやっていかなきゃならんと私自体は思っておりますので、しっかりと対応できるように努力をしていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

是非とも前向きに検討していただきたいと思います。

次に教職員住宅の活用についてお伺いします。緑町小学校と光岳小学校の閉校に伴い、教職員住宅が今後空いてくることが予想されます。これらの活用についてはどのような考えをお持ちでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

教職員住宅の多目的活用と言いますか、そういう関係であります。基本的には教職員住宅についても支援制度に基づいて教職員住宅を建設してきたという経過がありますから教職員以外の利用については原則認められておりません。ただし学校が閉校になったとかそういう部分で条件が変わってくると教職員の配置が必要でなくなりますので、極力その中においても教職員の利用できる範疇については利用していかなければなりません。いよいよ距離的だとか社会的条件だとか立地的条件で教職員は無理ですよということになれば所管替えをして教育委員

会の財産から町の財産に切りかえて、そういう手続をするということも十分に考えられますので、今後これからということになりますけれども、緑町それから光岳これらの学校教職員住宅のあり方についても十分に精査をしていきたいというふうに思いますし、当然江南小学校それから新栄小学校にもあります。これらの部分でもこれ以上必要がないという部分については、それと耐用年数の切れたものについては、今までの江南で1棟売却した事例も民間にありますので、そういうのも条件によっては可能でありますから、やっていきたいと思っておりますが、まずそういう部分でも統合はされても教職員の数的にはそこを使わなければという場合もありますから、統合したから全部町の一般管理財産にできるかという、そうではありませんので、そこらへんも踏まえながらどうやっていくか、特に緑あたりであれば距離的にも相当離れてまいりますから、統合されて清里までということになればそういう部分については、他での活用ができるかどうか含めて今後十分に検討していきたいと思っておりますし、また移住定住だとかの関係でお試し住宅だとかそういうのもやっていますから、住宅の確保の面も含めて、いろいろ検討を加えられればと、そんな思いでありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

まずは教職員住宅としての縛りがあるうちは、そこを優先するということでありますが、余ってきた場合には町の財産として有効に活用していかなければならない、その場合にどうやって町はアイデアを絞っていくかという話になりますが、先程町長後半に言われましたが、お試し住宅としての活用も考えられるということでもありますし、現在お試し住宅は町内に羽衣と江南ということで2軒ありますけども、お試し住宅としても非常に良い環境だと思いますし、お試し住宅への積極的な活用ですとか、例えば新規就農希望者への実習のための住宅ですとか、あるいは地域おこし協力隊の活動拠点にさせていただくとか、短期的な利用を含めた対応という利用可能な住宅として捉えていただいて、ぜひ有効に活用していただきたいとそんなふうに思います。

次に2点目の空き家対策について質問を移させていただきたいと思っております。先ほど空き家が140軒あって、今後も増えていくことが心配されるその対策をどうするんだということですが、空き家がうまく回っていかない原因は多々あると思っておりますが、残念ながら町内には不動産賃貸売買を行う仲介業者このような民間の仲介業者がいません。このことが空き家等の動きが悪い要因のもしかしたらひとつになっているのかなとこのように思います。民間の不動産仲介業への後押しも必要かと考えますし、空き家バンク制度についても非常によい取り組みなのですが、どうしても現状受け身と言いますか、登録を待つ方式なので登録件数が少ないのが現状です。空き家の調査、掘り起こし、登録の呼びかけ、あるいは相談窓口の設置などのシステムづくりが必要だと思います。この点空き家についての対策について、再度町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

教職員住宅の有効活用に関係につきましては、ご指摘をいただきましたように移住定住に使ったり、また場合によっては協力隊の住宅だとかいろんな部分想定をしながら地域の方々とも相談をさせてもらいたいなというふうに思っているところでありまして、やはり一義的には教職員住宅ですから、そここのところの活用がまず前提になってまいります、それがどうしてもそこは使えないということになれば、いろんな面で長期的な部分、短期的な部分含めて検討させていただければというふうに考えておりますし、まだまだ教職員住宅は一部ちょっと取り壊さなければならぬほど老朽化している部分もありますけれども、それ以外については、比較的改修等やってきた経過等もありますので大きな修繕を入れなくても利用できるかなという部分がありますので、そこらへん内容を精査しながら進めさせていただければというふうに思っております。

それから空き家住宅に対する考え方がありますが、基本的には空き家そのものについては個人所有物でありますから個人対個人の相対でやっていただいているというのが、今の現状であります、ただ空き家であるというのを解ってもらうために空き家バンクで登録をしてもらってこういうのがありますよということでPR宣伝をさせていただいております。今現在で土地を含めて29軒の登録をいただいているということでございます。全体としてはまだまだ多くの空き家が実際には町内にはあるというふうに聞いておりますので、1件でも多く登録をいただければなというふうに思っているところでもありますけれども、なかなか実際にお話をしてもその中に家具・機材がいっぱい入ったままになっている住宅がものすごくあるようであります、それを整理する場所がないだとかということで物置と言ったら失礼ですけどそのまま置いてあるという住宅がすごくあるというふうに聞いております。また今まで使っていた住宅を人に貸すのが嫌だとか結構いろんな意見がありまして、なかなか前に進まない登録が多くなってこないという実状がありますけれども、空き家バンクの受託をいただいております観光協会を中心に、そういう掘り起こしも1件ずつやっていただいておりますので、そういうのが徐々に浸透してくればまだまだ増えていく要素があるんだろうなというふうに期待をしているところであります。

また民間の不動産業と言うんですか。清里にも登録をされている業者の方はあります。おりますが大手としてじゃなくて地域の方々で逆に言えばそういう人の方が実状をよく御理解をいただいているのかなというふうに思っていますので、そこら辺の空き家バンク制度とそしてもう1つ不動産の業界と言うんですか、そこら辺との連携を図りながらやれば良いのかなというふうに思っております。結構大手の業者も一部の方のところは直接的に入られているところもあるようでございますから、お互いに連携をとりながら少しでも有効活用に繋がっていけるように成立していければ良いかなというふうに考えておりますので、これらについても引き続き連携を図りながら積極的に取り組みを進めたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

民間仲介業とも連携しながらということではありますが、ぜひ民間不動産、仲介業また空き家バンク複雑に絡む面もあるでしょうが、ぜひその辺も有効に利用していただいで進めていただきたいなと思います。

高齢化の進行でまだまだ空き家が増えてくることが予想されてくる中、高齢のため持ち家を維持することが難しくなる、空き家で身内の方が町外で遠方という場合も多く、先ほども町長お話をしました片づけが大変、片づけをするぐらいなら当面そのままと、このようなことになりがちです。このような対策について、例えばクリーンサービスですとかシルバー人材センターなどと連携しながら片づけについての相談にも乗っていく、このようなシステムづくり。あるいは空き家の再利用を条件に片づけ費用の援助などといったことも今後は考えていかなければならない時代になってきたのかなと、そのように思います。この点はいかがお考えでしょうか。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

空き家の再利用に関しましては一昨年から個人住宅の改修についてはそのまま入居される方を対象にしていたわけですが、制度の枠を広げて空き家を改修して人に貸す場合についても制度の対象としてきておりますので、こういうふうにも有効活用につながっていく。今ある制度を使いながら、かつご指摘をいただきました後片付け費用の一部支援だとかそういう部分がどれほどの内容になってくるか十分に精査をさせていただいて新しい制度も含めながら、より有効的にそれが生きていくようなそういう制度になっていくように努力をしていきたいというふうに思っております。

いずれにしろ取引だとか云々ということになれば行政としてはあくまでもその中の利便性をどういうふう提供してあげられるかということと、どれだけのものがあるかというそういうPRだとか宣伝に町としてはやっつけていけますが、やはり実際の取引だとか賃貸だとかということになると当事者間同士でこれはやっつけていただかなければなりませんので、空き家バンク制度を使っていたか、または具体的になってくれば相対でいかなければ先ほどありましたように不動産の関係の方々もおりますのでそういう人方のお力を借りるだとかそういう部分も含めて連携を強めていきたいと考えておりますのでよろしく願いをしたいと思っております。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

ぜひこれから増えてくることも考えられます空き家をスムーズに回していけるようなシステムづくり相談の窓口ということも含めて検討していただきたいなと思います。

次に3点目の持ち家に対する対策ということで質問させていただきます。持ち家への環境の向上のために、今町はリフォーム補助ですとかこれかなりの利用がありまして、年平均にしますと20件以上のリフォーム補助がされているところであります。先ほども言いましたように、定住促進団地につきましては3回で48区画に新しい住宅が建った。今後、町が定住促進団地を考えていく中でなかなかまとまった町の遊んでいる土地というのが限られてくるかと思えます。現在壊されましたが水元第2団地の跡地ですとか、まとまったところが無理であるならば、数件単位の宅地造成というのにも必要かなとそういうふうに思いますし、町の遊休地がないとするのであれば民有地の買い上げですとか、民有地の利用なども考えながら是非前向きに進めていただきたいと思います。

清里町では移住定住に対して支援を行っており、実績も上がっています。特に移住に関して手厚い支援で仮に小学生以下の子ども2人を持つ家族が町内業者で住宅を建てた場合、最高200万円の支援が受けられます。しかしこの支援を町民は受けることができません。定住支援の固定資産税額相当の補助はありますが、若者世帯の家賃補助は民間賃貸住宅が少ないため機能していないのが実状です。若い子育て世代が住宅を持ちやすくする施策が必要だと考えます。この件についても町長のお考えをお聞かせください。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

住宅の関係であります。今までも住宅の定住促進団地ということで敷地整備をしてきたところでありまして、今48区画をすべて完了したところであります。これらの次の計画はということでありますが、基本的にそういう用地を提供しながらそこに移住定住の方々の住宅を求めてもらう。これもすぐ町の移住定住政策として直結する部分でありますので、今後においても考えていきたいというふうに思っているところであります。

基本的には公営住宅等の全体の戸数の将来のあり方を含めて住環境の中でも一定の数字が出されてきておりますので、今公営住宅があるところが取り壊しを終わって更地になってしまうというところがあります。これらの有効活用を含めて定住団地を造成していければなというふうには考えておりますが、そこだけに絞ったわけではなくて民間の部分またさらに立地条件の良い空き地になっている場所、そういう部分も含めて定住団地の整備に向けた対応を考えていきたいというふうに思っております。これも過疎地の場合は過疎法に基づく交付金制度もありますので、そういう過疎地域の再編整備事業というものも導入をしながら進めて、今までも全部そういう対応の中でそれでなくて単独でやりますと坪あたり単価がぐんと上がってしまうものですから、少しでも軽減させるためにそういう交付金対象にしながら進めていければ、より購入のしやすい部分で求めていただけるのではないかなということを考えておりますので、そんなことで町としては考えていきたいと思っています。

ただ現状は民間の方も分譲してお売りになされている方もおりますので、そこら辺と余り競合させると、民間の方々の活力を削ぐことになりますから、そこら辺も慎重に見極めながらただ造れば良いということでなくて、全体の居住環境をどう捉えていくかというような中で整理をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

います。それから若い世代の子育て世代の方々に対する移住やまたは定住対策としての住宅政策であります。これはありましたように移住される方については最大200万円まで、これは子どもさんの加算割合とそれから当然地元の建築業者を使ってもらうということが大原則になっておりますから、その場合においてはですね200万円を上限として支援をできる制度になっております。ただ地元の方が地元でそのまま定住をする、今までも住んでいるんだけどさらに住宅を求めて定住するというのは、そういう制度になっておりませんので固定資産税相当額を5年間支援いたしますという形の支援策をうっております。

その他に直接住宅の部分での支援も大事ですけども、やはり子育てのしやすい町。教育しやすい町。そういう環境づくりをも併せてしなければ、なかなか前には進んでいかないだろうというふうに考えているところであります。町全体としても移住定住には関わりなく、子ども子育て施策についてはさまざまな施策を展開してきているところでありますから、そういうものもあわせてPRをしながら全体として居住がしやすく、子育て・教育もしやすい町という中で清里町を移住先に選んでいただければ、また定住先に選んでいただければという思いで進めていきたいと思っております。

またいろんな面で細かい部分、足りないところがたくさんあるかと思っておりますので、内容を十分に精査をしながら、また新しい制度が必要であるとなったときには英断を持ってやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。

○2番（堀川哲男君）

話が前後して申しわけないんですけども、定住支援につきましては町長言われたとおり補助金もあります。過疎地域集落再編整備事業交付金このようなものも有効に使っていただきながら、是非この事業は前向きに考えていただきたい。住宅を建てていただいて、長く清里町に住んでもらうって言うのが一番の住宅への施策だと思いますので、この辺はぜひ力を込めて進めていただきたいとそうように思います。若者世代への家賃補助ですとか、子育て世帯が住宅を持ちやすくする施策についてということで、答弁いただきましたが先ほど仮に言いましたが、移住者への支援については非常にこの町は手厚いものがありまして、大きな声を上げてぜひ移住者の皆さんに来ていただきたいということで本当に手厚い支援が行われております。しかし、住宅に関して言いますとやはり町内に住んでいる若い町民が住宅を持ちたいという時には、なかなか有効に使える補助制度施策もありませんし、そこらへんは少し支援をすれば良いというわけではありませんが、是非町内に向けても優しい住宅政策っていうのをやっていただきたいと思っております。

最後になりますけども町長もちろんお読みだと思っておりますけども、今月の広報12月号に特集でアンダーサーティ、若い人たちのインタビュー記事が載っています。ちょうど住宅に関連しての話題も載っていましたので読ませていただきますが、単身者住宅に住んでいる若い人の中には結婚して籍を入れると、今住んでいる住宅から出なければなりません、世帯で住む住宅がないので籍を入れられないという話を聞いたことがあります。また毎年3月の住宅事情が大変で、新しく町外から新規採用職員に来てもらっても、住む家がないと清里に来られません

ので、このような住宅の心配をしなくても良いような環境づくりをしていただきたいと思います。インタビューに対してこのような答えがされているわけですが、これが実際現実の話なんだと思います。若い人たちにとって、なかなか住宅事情は厳しいものがあり、この辺については町も考えをめぐらせていかなければならないと考えます。もう一度、町長にこのことについてお話を聞かせ願います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

住宅政策の関係でありますけれども、順番が逆になるかもしれませんが、今、アンダーサーティの若い人からの意見ということで、単身から世帯に移る時に、住宅が見つからないというようなこともあります。清里の場合、住宅政策がほとんど町で今までやっております。多くの町は町の比率が低くて逆に民間の方がどんどん賃貸住宅をつくっていただいて、そこに入居支援を町がするというのが多いわけでありまして。ただうちの場合は昔から民間住宅が少なく、公営住宅なり町営住宅でそれをカバーしてきたというのがあります。やはりそういうふうにする場合においては町も自己負担の軽減を図る上で、いろんな制度を導入するものですから、どうしても制約がかかってしまってなかなかうまくいかない。一昨年からは民間の賃貸住宅に対する建設支援事業を展開してきております。1棟8戸の建設をいただいておりますので、そういう住宅が増えてくれば、入居に係るいろんな制約はなくなりますから、そういう方向性をさらに探っていければなというふうに思っているところであります。いずれにしても移住定住施策。それから快適に住み続けていただくということを考えれば、いろんな面で公営住宅の制度もまた民間の方々の制度も相まった中で住宅が供給できればというふうに考えておりますので、努力をしていきたいというふうに思っております。

それから若者世代の住宅建設に対する支援のお話であります。今までもそれぞれいろんな全体含めてやってきております。ただそれだけではない、いろんな対応の仕方もあるというふうにも考えております。それがどれだけ実現可能なのか、これからいろいろ検討を加えながら進めていければいいなと大所高所いろいろ勉強させていただければと思っております。

失礼しました先ほど申し上げました民間の住宅については、1棟4戸建設されているということであり、他にも計画を持たれているようでもありますけれども、まだ具体的にはこちらに相談に来られていないという状況であります。

それから定住団地の造成は前向きに進めていきたいと考えております。先ほど申し上げましたように、空いている土地、また公営住宅建て替えのために取り壊した跡地、それから民間の部分も含めて、最も適切な場所に行っていきたいと思っております。ただ民間の方の分譲もありますから、そこと競合することのないように連携をとりながらやらしていただければなというふうに思っております。なるべく早く筋道がつけられれば良いなというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

堀川哲男君。持ち時間が来ましたので、最後の質問でお願いします。

○2番（堀川哲男君）

実情を踏まえながら、この住宅に対する施策。やれることをまずやる。柔軟に対応できるところは柔軟に対応するということで是非前向きにお願いしたいと思います。清里町住生活基本計画のテーマは、町長も言われました、美しい自然に恵まれ地域コミュニティに育まれる、快適な住宅住生活の実現。このようになっています。清里町に住むすべての人が快適な環境のもと長く住み続けられる住宅施策を展開していただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今いただきました公営住宅、また空き家対策、持ち家対策とそれぞれ極めて大切な施策の一部と考えておりますので、全体的に前向きに対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田中誠君）

これで堀川哲男君の質問を終わります。ここで午後1時30分まで休憩といたします。

休憩	午前11時58分
再開	午後1時30分

○議長（田中誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。池下昇君。

○5番（池下昇君）

先に通告いたしました、今後の地域交通について及び町内の除雪に関する今後の町の取り組みと支援についての2項目について町長の見解をお伺いいたします。また、各項目の中でそれぞれ二つずつの質問がありますので、できる限り簡潔的に行っていきたくと考えております。町長答弁に当たっても質問事項に対してのみの的確に答弁をいただき、一問一答の中で十分論議できるようお願い申し上げます。

まず今後の地域交通について、先ほど河口委員の方からも地域交通について質問がありましたけれども、私の方からも多少かぶるところはあるかもしれませんが、そこらへんについてはこちらを変えていきながら質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1点目の町内の路線バスと今後の巡回バスの計画について、現在清里町内の路線バスに関して斜里バスさんが運行している斜里緑線の路線バスと上斜里江南のスクールバスにより、どちらも1日3便という運行状況であります。どの路線も3便とも運行時間が朝早くから夕方そして夜6時過ぎと一般町民には非常に利用しづらい時間帯であります。これを踏まえて新た

に緑町、札弦町の町民の方々が日中の利用しやすい時間帯に行動できるよう町が独自で巡回バスを運行する考えはないでしょうか。

続いて2点目の郊外町民に対するタクシー支援について。現在清里町は福祉サービス事業の送迎サービスの中で高齢者の病院通院と透析を受けられている方に対してタクシー補助を行っておりますが、現実的には路線バスが近くを走っていない方、そして車の免許を持っていない方など日常生活をする上で困っている方がたくさんおります。こういった状況の中において、70歳以上の方の対象のタクシー支援は非常に大切だと考えますが町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2項目目として町内の除雪に関する今後の町の取り組みと支援について。現在清里町内は道路に関して169路線で164キロメートル、歩道は33路線で27キロメートルの除雪を指定管理であります清建工業が行っております。ここ数年間、雪が多い・少ないはその年によって違いますが、除雪、排雪のやり方は毎年同じかと思っておりますが、近年町民全体が高齢化になり、自分の家の前の除雪でさえ大変な事態の方々が多数見受けられますが、町長として、今後も今のままの体制で町内除雪を変えることなくやっていこうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

続きまして除雪機購入に対する補助事業支援について。近年街中の除雪の形態を見ると個人でショベルで除雪をされている方、またはスコップ、ママさんダンプ等でやっている方と様々ありますが、主に除雪機を使って雪を処理している方が最近では主流であるというふうに思われます。町の除雪に関する助成については、各自治会の除雪ボランティアに対して助成を行っておりますが、町内の経済活性化を考えたときに町内購入者に関してのみ補助支援を考えてみてはいかがでしょうか。

以上2項目4質問の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今御質問をいただきました、今後の地域交通について、そのうちの町内の路線バスと今年度の巡回バスの計画、さらには郊外町民に対するタクシー支援、そして大きな項目の町内の除雪に関する今後の町の取り組みと支援について、1点目の町道道の除雪について、そして除雪機の購入に対する補助の支援の考え方について、ご答弁を申し上げたいというふうに思います。

まずは御質問の今後の地域交通についての1点目の関係でございます。御案内のように町内のバス路線緑線が3往復、上斜里江南線が3往復となっておりますわけでありまして、基本的には通学スクールバスとの兼ね合いがございますので、そういう時間帯の設定になっておりますから、今御案内のように一般の方々が使うにはちょっと不便な時間帯なのかなというふうに思っているところであります。毎年年度初めに子どもたちの数だとか、また通学される場所が変わるといようなこともあって、時刻表または路線は一部見直しをしながら毎年継続をしておりますが、いずれにしてもやはり目的が主なものは通学スクールバスという観点から時間が大きく調整できるものではないというふうに思っております。ご提案の使いやすい時間帯というの

はかなり現時的には難しいかなと思っておりますし、さらに時間帯を増やすということについても、今後の地域交通計画の策定の中で十分に調査をさせていただいて、どれほどの利用がその中で見込めるのか、場合によっては必要となれば実施をとということも考えながら進めていければなというふうに思っている次第であります。

それから次に2点目の郊外の町民に対するタクシーの支援の関係でございます。高齢化が進捗をしております。車に乗られない方、免許を返す方、または障がいの方々もおりますので、これらについてはもう既に近隣町村でも導入が進みつつあります。十分に参考にさせていただきながら清里町は清里町の方式をもって検討を加えていきたいと思っておりますし、状況が整えば近いうちに実施に向けた考え方でご協議を申し上げたいなというふうに思っておりますので、これについてはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから次に大きな2の町内の除雪に関する今後の町の取り組みと支援の関係でございます。1点目の町道道道の除雪の関係であります。町道の除雪の基準については出動基準がありまして一定の基準になったらそれで出動をお願いするというものではありませんけれども、ただ地域によっては吹きだまりだとかいろんな部分で情勢が変わってまいりますから、そういう時にそういう部分を十分に判断させていただいて臨機応変に対応をさせていただいているところでもありますし、今後ともそういうふうにしていきたいと思っております。また排雪についても同様であります。日常生活に支障を来すような状況になればまた道道側の排雪に合わせなければならぬということもありますので、そこらへんは道道側とも十分に連携をとりながら、特に道道側との交差点関係これは調整を進めさせていただきたいというふうに思っております。

今後の除雪排雪の体制につきましても基本的には現在の枠組みを継承しながら、進めていきたいと思っております。雪の降り方が少しずつ変わってきていますので、そこら辺も十分に見極めながら進めていければなというふうに思っているところであります。

また町民の皆さんにも緊急情報メールだとかお知らせメールが随分進んできておりますので、除雪の状況だとか、または通行止め情報だとかそういう部分についてはしっかりと提供しながら連携を図っていければなというふうに思っている次第であります。

次に2点目の除雪機導入に対する補助の支援の関係でございます。それぞれ大変なご苦労をいただいているわけでありまして。そうした中で高齢化も徐々に進んできております。どうしても機械力を持たなければできないというのは全くその通りではないかなというふうに思っております。現在も自治会関係では自治会のボランティア、除雪のボランティアを中心に高齢者の皆さんの連携の中で進めさせていただいているというのが実情でありまして、そうした自治会またはボランティアの団体が購入する機械類については十分に考慮していかなければなりませんし、自治会の支援制度もございますので、自治会で導入された実績等もございます。そういう部分もしっかりとPRをしながら進めていければなというふうに思っている次第でもございます。

御提案のそれぞれの個々に対する除雪機の購入、個人所有物になりますのでどうしても慎重な対応が必要というふうに考えております。より良い除雪対策について現行の形つまりは町道は当然町がやりますけれども、それぞれの皆さんの御努力とそれから除雪の企業者がございまして申し込み受け付けされているようでありますから、そういう部分との連携を図りながら進めていければよりベターなかなというふうに思っているところでございます。

今後とも高齢化が進んでいくことによって、今までとはやり方を変えなければならないなと

いう部分も出てこようかと思えます。十分にこれから検討させていただきながらより良い方法を探ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

以上4点申し上げまして1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

それではまず町内の路線バスと今後の巡回バスの計画についてというところで再質問をさせていただきます。

先ほどの河口議員の質問の時にも町長答えられておりましたけれども、30年度に考えていきたいという話をされておりましたけれども、30年度ということになれば当然来年なんですけれども、今後どんどんどんどん皆さんも高齢化していきますので、そこらへんを踏まえて質問していきたいというふうに思えます。

まず朝このスクールバスということで対応しておりますけれども、緑始発が7時45分。これは夏も冬も同じ時刻であります。バスに乗って清里町に着く時間が8時位です。この時間についても町民の方は病院も商店街も開いていない。こういう現実があります。これを考えたときに、午前中動きやすい時間帯でいえば10時前後、午後からは1時前後で行動することが町民、高齢者にとっては望ましいのかなというふうに思えます。そしてそのバスが町内を巡回した中でまた緑に戻ると。こういった運行だと町民の方も病院とか買い物とか役所とかそういうところに来るためにスムーズに動ける状況になるというふうに考えます。先ほど町長も非常に便を増やす状況は難しいと、それではまず町民に対していろいろと調査をした上で考えていきたいというふうに答弁されましたけれども、この町民に対する調査というのはいつやるんですかというふうにお伺いしたいと思えますが、まずは町長の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（田中誠君）

町長櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

バスの関係でありますけれども、今御案内のように緑線のバス始発が7時、帰りは授業時間が終わった後の15時過ぎとこういうような運行であります。これはバスだけでありまして、その他に鉄道が走っておりますから、さらにもう少しきめ細かい形にはなっているんだろうというふうに思えます。ただし鉄路の場合は駅から駅までですから、窓口から窓口というわけにはいきませんし、バスも同じです。停留所が少し多いんですけどもある程度は同じですので、どうしてもその後のフォローも必要になってくるというのは十分必要なのかなというふうには思っているところであります。

いずれにしろ全体の交通計画を策定の段取りに入っていきますということで、平成30年からスタートをしていけばできれば早いうちにその結論を得ていきたいなど。それをそういう部分に生かしていきたいというふうに考えているところでありまして、その計画の策定の段階で全体の交通の体系のあり方、それで必要性があれば実証バスも必要になってくればやらざるを

得ないというふうに思っていますが、そこらへんの見通しをつけるために調査をある程度いれていきたいということですから、計画前ですので当然30年度中にはその計画をいれていかなければ次の作業はできないのかなというふうにも思っておりますので、その範疇でひとつ調査をやっていきたい。現実相当数が利用が出てくれば実証実験をまずやって走らせてみて本当に乗るのか乗らないのか、そこもきちっと見極めていかなきゃならんというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長の今の答弁を聞いておりますと、先ほどの答弁の中でもありましたけども、鉄道があるという話はJRが前からありますから、私も重々承知はしておりますが、本当に駅というのは駅から駅でやはり高齢の方が駅から例えば病院等行く場合も結構歩いて大変かなというふうに思ったり、そういうふうな巡回バス、大勢乗れなくても例えばマイクロバスのなものであっても停留場を何ヶ所か多めにつくってあげて町民に対して行動しやすい形態をつくっていけば十分町民の方も利用してくれるのではないかとこのふうには私は思います。

そんな中で去年の秋、議員の道外研修の中で私たちが視察に行きました島根県の日南町というところがありますが、ここは人口が5千人くらいで清里町とさほど変わらない町であります。ここは道の駅を媒体とした小さな拠点形成、コンパクトヴィレッジをつくって商業ゾーン、医療福祉ゾーン、そして行政ゾーンを巡回バスが1日7回回っております。小さな町でもこういうふうな施策をやっているところがあるんです。また隣の町、斜里町でも昨年8月から巡回バスが斜里駅を起点に1日5回これは右回り左回りありますけども回っております。最近JRの問題で町長と議長がいろいろな会議に出席されておりますけども、地域交通の問題ということに関して、私はこのJRの問題と巡回バスというのは全く別の問題かなというふうに考えております。そこら辺町長は全体を見ながらということで先ほどから答弁を私も聞いておりましたけども、今現在町長の考え方はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

巡回バスの必要性のお話でありますけども、これも先ほど申し上げましたように地域交通計画をつくる段階で調査を入れ、そうした必要性がその中に見いだせるようになれば、まずは実施をやりながら、整理していきたいというふうに考えております。斜里町も今現在巡回バスを1日5往復5回走らせているという実状も聞いております。それは実際に利用がどのくらいあるかも、これからしっかりと斜里町の場合であればどうなんだ、どういうやり方をしているんだというのも勉強させてもらいながら、うちの町がそれにきちんとのっていけるものかも含めて勉強させていただきたいというふうに思います。

それから町の交通体系上でのバス路線と他の交通機関とは全く別のものだと確かに機関とし

での動きは違いますけど、清里町の交通を考えたときにはバスがあり、通学バスがあり、ハイヤーがあり、それから鉄道がある。それらを有益的にどう繋いでいくかがなければこれは先ほど申し上げましたように、鉄道であれば駅から駅までですから、そしたら駅からよそに行くにはこれは循環バスなのか極端に言ったらハイヤーをお願いをするのが良いのか、そういう全体の組み合わせとしても、一体性・全体性ということで申し上げておりますのでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

実は私、一般質問するって決まってから斜里町の巡回バスをやっている担当課長に直接会って聞いてきました。斜里町も人口は1万以上おられますけども巡回バスについては非常に町民の反応が当初鈍かったと。PRの仕方も当然ありましようけども回っていることすら知らない町民の方がいっぱいいたんだという話も聞いております。実質人数が始まった当初は1便につき1人とか2人とか、多い時でも8人とか10人とかその程度であった。でも昨年8月からやっておりますから、ある程度日にちが経った状況の中では、そこそこ利用されているという話も担当に聞いてまいりました。

そういうこともありますけども、この問題は、昨年12月の一般質問の中で河口議員が地域のバス路線の現状と今後についてということで一般質問しております。この時の町長答弁が今後の地域課題として捉えている、適切な時期に地域における交通体系の計画策定などについて検討していくというふうに答えているんですが、実はもう1年前の話であります。この計画策定等について検討していくっていうふうに答え1年経ったんですけども、この間にこういった検討がこういった回数で行われてきたのか、そこらへんちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

あくまでも検討させていただくということでの答弁をさせていただいたわけでありまして。具体的に何回その中でやりますよとか、そういうことでなくて検討を総体の中でしていきたいということでもあります。ついでに基本的には先ほど申し上げましたように一つ一つの考え方ではありませんので、あくまでも清里全体での交通のあり方ということの中で、JR問題の方向性がある程度見えなければ、検討がなかなか進んでいかないというふうに思っております。具体的な交通網の形成計画についても、実は何回か部内ではやっておりますけれども具体的にその部分を取り上げてという対応ではないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。まだたたき台でしかありませんけれども一応準備には入っておるということでご理解をいただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

路線バスに関しては、わかりました。

続いて郊外住民に対するタクシー支援について再質問をさせていただきます。現在清里町で、透析で通院されている方が全部で8名おります。うち2名に対して昨年3年間という期限つきではありますが、タクシー補助を行っております。参考までに昨年10月から今年3月までの半年間の助成金額は108万4千550円であります。

最近高齢化によりまして車の免許を返納されている方、非常に多い状態であります。北海道内だけで今年1月から8月まで全市町村で5千483人です。これは昨年の倍であります。町内で私の知っている知人の中でも今年2人返納いたしました。こういう状況の中で買い物弱者等が送迎サービスという観点に立ったときにはタクシー支援が必要かと、それと町内業者に対しても経済の活性化に繋がるというふうに私は思いますけども、町長が先ほどタクシー業者のことにしても述べられた通り、車の台数も2台しかないということで厳しいという話は聞いておりますけども、この件に関して町長はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

清里町におけるタクシーでの支援については、福祉タクシーの支援という形の中で進めてきたところでありますし、また透析の部分は透析機関であります小清水の赤十字病院が今まで循環バスを走らせていたのがそれを一方的に止められたと、途中ではしごを外された格好になりましたので、これは何とかその部分は救わなきゃならんということでは斜里町も同じですが、清里町も斜里町もそういう対応をやってきたというところであります。

今回考えているのは、福祉タクシーとかそういう部分はそれで制度がありますので、また高齢化が進んでおりますから免許を返される方も増えてきております。ただ免許があるなしで返したからこれをあげるよとそういう話ではないだろうと思っておりますので、一定の年齢が来た方であれば、もうその域に入ってくるだろうというふうにも思っておりますので、その年齢が何歳が良いのかというのは、これからいろいろ勉強してみなきゃなりませんけども一定の年齢に達した高齢者の方々を対象にして、タクシー支援なりの方法を講じていければ、その方が最も効率的かなというふうなことを考えているところであります。

これから具体的に制度設計を進めてみたいなということで、そこら辺整理ができれば新しい年に向けても考えていかなければならんというふうに思っている次第でありますのでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

今年の7月に道内研修で私たち道南の白老、登別それと伊達に道内の所管事務調査に研修に行っていました。特に伊達市では高齢者の要望に応えるためと地域経済の活性化ということを目指して相乗りタクシーというものを取り組んでおります。対象は60歳以上で当然会員登録が必要で入会金が1千円、伊達市内は結構大きいものですから市内を9つの地域に分けて同地区と隣接地区は500円、以降1地区ごとに500円ずつ増していく、そういう仕組みであります。この他に定時便のジャンボタクシーというのが1日3便ありまして、これも利用料金は1回500円というふうなシステムで行っております。

また斜里町さんでも昨年5月からハイヤー利用助成事業というものを始めております。これは郊外に住んでいる70歳以上の方で車の免許を持っていない方が対象ということで1カ月に4回まで利用できます。3千円を超えない金額まではワンメーター、斜里の場合は550円の本人支払いで残額を町が助成するという事業であり、これは年間に事業費が600万ぐらいということで斜里町は進めております。今こういうふうな2、3の例を挙げてみましたが、今後やはり高齢者が増えてくるということに関して、先ほど町長が言っておられた通り返納したからどうのこうのというふうじゃなくて、ある程度年齢が来た段階で、こういうふうな事業を考えて検討していきたいという話をされておりますけども、このタクシーというのは本当になかなか難しいという部分もありますけども、私たちの町は、ほとんどが車を持っている方が郊外の方でも多い。そういうふうな認識はありますけども、それを踏まえて今後このタクシーの支援というものに対して再度町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

高齢者の部分でのタクシーの支援の関係でありますけども、今お話をいただきましたように乗り合いタクシー型とか、コミュニティ型だとかいろんな手法がタクシーに対してはありますので、いろいろ勉強をしていきたいなというふうには思っております。ただ現状問題としては大きな市あたりであれば次々と連絡が入ってきてデマンド型という乗り合い型をやれますけども、こういう田舎であればそれにあわせて運転手を用意するかそういう部分が出てきますので難しい部分、それぞれの仕組みの中ではいろいろ一長一短があるようでありますから、どういう手法が良いのかという部分も含めてやっていかなければなりませんし、当然地元でやるとなれば今の交通事業者でありますハイヤー会社と連携をとらなければなりません。どれだけの需要が出てくるから一人分の人件費が出るからとか大丈夫だとかという話に当然なっていくますので、そして今ある2台の車両で間に合うのか間に合わないのか、新たに買うとなったときにそれはどうするんだという部分も含めていろいろ整理をしていかなければならない部分がありますので、乗り合い型にするだとか云々ということよりも、まずはかかったタクシー代と言うんですか、初乗りの場合はどうするか、初乗りから超えた場合をどうするか、キロメーター

をどこまで打ち切りにして支援するのかとか、そういう個別支援の方がやり方としてはスムーズにスタートできるのかなというふうにも思っているところでもありますので、いずれにしろ今おっしゃられた部分も含めてもろもろ検討をしながら高齢者の部分での交通弱者対策と言ったら失礼ですけどもそういう部分としての対応を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

タクシーの民間の業者にしても今のところ厳しいという話は聞いておりますけども、ただ町が本格的にこういった事業を開始するということが当然民間の会社でも話し合われるべき問題なんでしょうけども、町が実際に本腰を入れてやるってことになれば民間業者の方も運転手の確保、それから車両の増大、そういうものを民間は商売ですから商売が成り立たないようなことは一切しませんけども、町がある程度のこういった支援事業でお金を出すっていうことになれば民間業者の方も考えていくだろうなというふうに私は思います。

それとうちの町のこういった支援事業ということに関しては、今現在福祉のお風呂の券を配布しているというものがあまして、これ70歳以上で全町民の方に配っているというのが実状であります。1年間に24枚配っておりますけども私が聞いた中で、本人しか使えませんから結構行かないで捨てているんだという方も数多く聞かれます。実数は清里・札弦・緑とこの福祉風呂の券の1年間の集計を何年間かアンケート実績を見ないと数字はわからないですけども何%ぐらいの方がどれぐらい利用しているのかということが非常に難しい問題かなとは思いますが、こういった事業を町がやっているのであれば、今お話ししましたこのタクシー支援についても、すべて70歳以上の方に配るとかそういう話ではなく選択できるような仕組みを町が考えてみてはどうかってそういうふうな案もあるのかなというふうに私思いますけども、そのへんはどうですか。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今の件であります、これから具体的な部分として制度設計をしていきたいと思っておりますので大所高所そういう部分も含めていろいろ検討させていただければなというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

それでは続いて町道道の除雪について再質問をさせていただきます。この雪に関して除雪の問題というのは各市町村すごい悩みの種だと思います。私たちの町の雪の除雪、または夏の

道路の維持管理に関しては年間1億ちょっとという金額で指定管理をお願いしておりますが、札幌市なんかは年間の予算が200何億ととんでもない金額であります。

この雪というものに対して北海道のみならず東北地方もそれから関東も最近では雪が多くて非常に悩ましい問題かなというふうに思いますが、特にこの除雪に関して町に寄せられている意見や要望苦情というものが、まず除雪が不十分、それから除雪が遅い、歩道が歩けない、それから交差点の見通しが悪い等いろいろとありますけども、最も多い苦情がせっかく除雪が終わったのに、除雪車が家の前に雪を置いていって車が出られないといういわゆる間口除雪と言いますけども、間口除雪に関する苦情が一番多いと言われております。この間口除雪について、町長は現段階どのように考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

除雪の件でありますけども、今お話をいただきましたように苦情もいただいております。その中で一番多いのはやはり家の前に置いていってしまったと、この重たい雪なんかならないのかとそういう苦情が多く寄せられているということもお聞きをしております。基本的に次々と除雪を進めていくわけですから、1カ所にそれを掻き出しながらやるということはなかなか不可能な状況であります。やはりどうしてもその間口でご家族の方のお力を借りなければならんというふうに思っております。ただどうしても大きなやつがごろごろと雪質が違いますから残ってしまってお年寄りでもさっさもいかなんかというような場合については、御連絡をいただいて除雪側、要は町の側で対応させていただいたそういう例もありますが、基本的には自己努力をお願いせざるを得ないというのが実態であります。現実問題、大きなその塊になると結構私の前も広いものですから大変な思いをしながら、でもこれはやはり町民としての責務だなと、これをいちいち役場に言ってということにはならないなと、ただ高齢者でどうしてもならんという場合はやはり連絡もらって可能なものは、ちょっと遅れてということにもなるかと思っておりますけども、最大の努力はしていけるようにこれからも十分詰めていきたいなというふうに思っております。以上であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

町長も自分のところは自分でやらなければ誰もやってくれませんので大変かなと思っておりますけども、実はこの間口除雪について私インターネットで調べました。北海道ではやっているところは1市町村ありません。これ市町村ありませんけども、どうしてこういう事態になるのかなと考えたんですよ。そうすると除雪車が走って、道路の間口に雪があるやつを自分たちで片づける、サラリーマンだったら片づけてから自分で仕事に行く。その後また除雪車が走りますよ。これ幅出しのために走るっていうことでしょうけども、この幅出しに関してどうやったら解消できるのかなというふうに考えたときに、この幅出しの除雪車の走る時間帯をもう少し

し早くして、ある程度除雪車が終わったらすぐ幅出しをする、それで町民の方は極力一度の間口除雪で済むようなスタイルにしていく。これは指定管理を行っている会社と行政がそこら辺を詰めなかったら解決できないのかなというふうに思いますが、そこらへんのことは町長いかがですか。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

幅出し除雪の時間帯の調整の関係であります。やったにしても全町一遍にできないものですから、時差がどうしても出てくるので極めて難しい作業になるかなと。別隊を走らせれば別かもしれませんが、いっぱいいっぱいの中でやらせていただいている状況の中では、とっかかりをどこからやるかという部分もあるのかもしれませんけれども、後ろになった人は時間が後ろになっていきますし、極めて難しい対応なのかな。ちょっと原課の方ともいろいろ相談をしてみます。でも期待にはなかなか添えないところでの話になってしまうかなというふうに思いますので、そこらへんも御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

この清里町の除雪路線図というやつがありまして、これ国道も走っておりますし、道道も走っております。しかしこの町道に関してが圧倒的に多いわけでありまして、町の道路に関しては町が自発的に指定管理者と話してなかなか難しい問題でありますけども、何とか町民の苦悩を1つでも和らいでいけるような施策を何とか実行していただけたらなというふうに思います。

続きまして最後になりますけども、除雪機の購入に対する補助支援についてということで再質問させていただきます。この除雪機の購入補助事業、補助支援については、これは私が3年ほど前に大空町で行ったという話は聞いておりました。私が見ている状況として町民の皆さんが使っている除雪機というのが金額的にして大体40万くらいから60万円位のものが多いかなというふうに見られますけども、これの購入の支援については町内業者から限定した中でよそから買った場合には一切支援しませんよと町内業者限定で購入した場合につきおよそ3割程度ぐらいでも助成があれば、町民の方も購入に対して前向きに考えられるだろうし、何よりも地域の活性化につながるというふうに思いますけども、町長はどのように考えておるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

除雪機の購入に関する補助支援の関係であります。今御質問のとおり商工振興の一点もあ

るんじゃないかという中で広く捉えていったらという御質問でありますけども、先ほど申し上げましたように自己所有の物になりますので、基本的に共同でやっていくボランティアの活動だとかに使用される部分での支援は町は惜しみなくしていきたいなと思っておりますけれども、個人の部分については、現状の中では大所高所いろいろ慎重にならざるを得ないというふうに判断をしているところであります。

それと大空町の除雪機の補助の関係については、まち・ひと・しごと創生の時の経済対策の第二段としてこの制度が出ました。1年限りの制度として緊急でうたと、清里町は振興券でその部分を全員に渡るようにしましたので、そういう中での動きだということで大空町は国の制度を使った1年間だけの制度としてやったことであって、20何台の購入があったというふうには聞いておりますけどもそういうものであります。私どもとしてもそれが全くだめだということではないですけど、まだいろいろ大所高所を考えながら進めていく必要性の順序だとかそういう部分も踏まえながら、やっていかなければならないというふうに思っております、それこそ高齢化が進んで機械力に頼らなければならぬということも十分に承知をしているところでありますけれども、いろんな部分含めて検討をしていきたいと思っておりますが、今の段階ではまだそこまで考えが及んでいないということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

大空町の話をしてしまいましたが1回限りであります。20何台。町長が先ほどおっしゃられた個人に対する支援というものを大空町がやったんですよ。うちの町も緊急経済対策ということで地域振興券という形で町民の方は皆さんということでもありますけども財政調整基金を使うのであれば、私はこういった補助支援に対しても確かに個人ではありますが、こういった補助支援事業も必要ではないかというふうに思いますけども、再度町長にお願いしたいなと。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

御質問の内容でありますけれども、私は決してだめだと言ったわけではありませんけれども、今そこに至っていないという判断をしているということでもあります。除雪機、個別の部分でありますから個人補助よりもやはり共同で皆さん方が使える、そしてボランティアだとか自治会で使っていくという部分を優先させたいという話でありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

また地域振興上の面からどうだという関係も十分にわかるところでありますけれども、うちにおいては全体で皆さんが消費を喚起してもらうためということで全町民1人1万円という商品券をお願いをしたわけでありまして、この部分であっても、今回実は町の単独発注の部分で除雪機がいかれているものがありますから、そういうものをやろうとしたんですが、タイミング的にもうこの時期では除雪機は入ってこないんだそうです。それで予算をやむなくその分を落

としたと。そんな経過もありまして、そんな部分を含めて優先させたいのは共同でやっていく部分、また自治会ボランティアでやっている部分に全面的に支援ができるようなそんな方法を考えていきたいと。その次に段階で財政的に余裕があってそういう対策をいろいろとやらなきゃならない時点ではまたそれも1つの方策として、そうなった場合には除雪機だけではありません。いろんなものが出てくるんだらうというふうに思っておりますので、全体の中で検討させていただければというふうに思います。以上であります。

○議長（田中誠君）

池下昇君。

○5番（池下昇君）

この時期の12月に私が一般質問の中でこの項目を取り上げたというのは、実は次年度の予算編成の中でこういったものを繰り入れるということがあれば、当然この時期12月に入ってから除雪機なんて探してもありません。どこにもありません。ただし、次年度の予算編成の中でこういったものを前向きに町長が捉えて次年度に向けて当初予算の中で出してくるというふうなことを考えたら、やはりこの時期に一般質問をしておくのがベターかなというふうに私は思いました。

今回2項目4つの質問をいたしましたけど、先週行われました臨時議会の緊急経済対策についても町長は町民支援と商工業全般の現在の厳しい状況を見た中で行った事業だと私は認識しております。そういった観点に立ったときに、今日私が質問した支援助成に対して本気で取り組むことが望ましいと私はそういうふうに思っております。

町長が日ごろから言われているこの町に住んでいて良かったと思われる政策とは一般町民のことをどれだけ考えて実行していくか。そういう基本の姿勢だというふうに私は思っております。弱者に対してあらゆる方向から優しい気持ちで対応していく行政こそが町民が清里町に住んでいて良かったと実感できるのではないかとというふうに思います。

最後に町長から一言答弁をいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田中誠君）

町長、櫛引政明君。

○町長（櫛引政明君）

ただ今御質問をいただいた大きな2つの項目。そして4つの小さな項目ともに極めて重要な課題ばかりでございます。町民の皆さんが快適にいつまでもこの地域で生活ができる、そうした環境づくりを進めていくのが行政であります。費用対効果だけではないと。その中には、やはり隣近所とお付き合いの中からも生じてくるものがあるものというふうに考えているところでございまして、行政としてはそれに対して少しでも寄り添いながら仕事をしていくというのが当たり前のことだと私はそういうふうに肝に銘じているところでありますので、今後ともいろんな部分について議会とも連携を図りながら、また協議をしながら、より良いまちづくりのために努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御指導をいただければというふうに思っております。以上申し上げて答弁といたします。

○議長（田中誠君）

これで池下昇君の質問を終わります。ここで2時35分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

●日程第8～10 議案第48号～50号

○議長（田中誠君）

日程第8 議案第48号 町職員の給与に関する条例から日程第10、議案第50号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例までの3件について一括議題にしたいと思っております。

これについて、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（田中誠君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第48号から日程第10 議案第50号までの3件を一括議題とすることに決定いたしました。

3件について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（伊藤浩幸君）

ただ今、一括上程されました、議案第48号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第50号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例まで都合3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成29年人事院勧告におきまして月例給官民比較の結果、民間との格差平均0.15%、特別給手当におきましても民間との格差0.12ヶ月分を踏まえ、一般職の給料表につきまして若年層を中心とした本年4月から平均改定率で0.2%の引き上げ及び勤勉手当0.1ヶ月分の引き上げ、議会議員並びに町長等の特別職におきましても期末手当0.1ヶ月分を引き上げるものでございます。勤勉手当、期末手当の0.1月分につきましては、平成29年度12月基準におきまして引き上げ、平成30年度以降については、6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ配分して引き上げる改正になります。また一般職の55歳を超える6級職員であります特性職員に対する給与1.5%減額の支給措置につきましては、給与水準の総合的見直しの経過措置終了に伴いまして、平成30年3月31日をもって廃止するものでございます。このたび国家公務員給与等に係る関連法令の改正が成立したことによりまして、当町におきましても、これに準拠し関係する3条例の改正を提案するものでございます。

それでは、議案第48号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。別冊の審議資料1ページをご覧ください。新旧対照表によりご説明をいたします。右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となっております。改正箇所アンダー

ラインを引いてございます。交付の日から施行するものが第1条関係、平成30年4月1日から、施行するものが第2条関係と2段階に分けて改正条例となっております。

第1条関係第18条につきましては、勤勉手当の改正でありまして、第18条第2項第1号再任用職員以外の職員につきましては100分の85を6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95に改め、第2号再任用職員は100分の40を6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改めるものでございます。1ページから2ページの附則第8項第3号につきましては、55歳以上6級職員であります特定職員の勤勉手当にかかる減額割合を指定したものでございまして、100分の1.575を、6月に支給する場合、100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425に改めるものでございます。

次に2ページから8ページまでの別表第1行政職給料表と8ページから15ページまでの別表第2医療職給料表につきましては、先にご説明申し上げました民間給与との格差平均0.15%を引き上げる給料表の改正となっておりますので説明は省略をさせていただきます。

15ページ表の下、第2条関係についてご説明いたします。15ページから16ページの第17条期末手当に係る改正につきましては、特定職員に係る附則第8項第2号の削除及び文言の整理、勤勉手当を規定いたします第18条につきましては、特定職員に係る附則第8条第3項を指す第2項第1号再任用職員以外の職員について、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95、100分の95を100分の90に改め、第2号再任用職員においては、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を、100分の42.5に改めるものでございます。また、附則中特定職員にかかります17ページから19ページの第8項から第10項まで、削除をいたします。

20ページをご覧ください。附則の関係でございます。附則につきましては第1項で施行期日、第2項で適用日、及び第3項では、給与の内払について定めるものでございます。

続きまして、議案第49号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。改正内容につきましては同じく新旧対照表によりご説明をいたしますので、審議資料の21ページをご覧ください。

本件につきましては、町職員の勤勉手当支給の例に準じまして議会議員の期末手当につきましても、所要の改正を行うものでございます。第1条関係につきましては、平成29年度における措置について改正するものでありまして期末手当に関する第5条第2項におきまして、12月支給分100分の222.5を100分の232.5に改めます。第2条関係につきましては、平成30年度以降における改正でありまして第5条第2項におきまして、6月支給分100分の207.5を100分の212.5に改め、12月の支給分100分の232.5を100分の227.5に改めるものでございます。附則につきましては、それぞれの施行期日を定めるものでございます。

続きまして、議案の50号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。改正内容につきましては、同じく新旧対照表によりご説明をいたします。

審議資料の22ページをご覧ください。本件につきましても、町職員の勤勉手当支給の例に準じまして町長等の期末手当について主要の改正を行うものでございます。第1条関係につきましては、平成29年における措置について改正するものでありまして、期末手当に関する第

4条第2項におきまして12月支給分100分の222.5を100分の232.5に改めま
す。第2条関係、平成30年度以降における改正でございますが、第4条第2項におきまして、
6月支給分100分の207.5を100分の212.5に改め、12月の支給分100分の
232.5を100分の227.5に改めるものでございます。附則につきましては、それぞ
れの施行期日を定めるものでございます。

以上をもちまして、議案第49号から50号までの3件の提案理由の説明を終わらせていた
だきます。

○議長（田中誠君）

3件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第48号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のと
おり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第49号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正
する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（田中誠君）

これから、議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第50号 清里町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第11 議案第51号

○議長(田中誠君)

日程第11 議案第51号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長(藤代弘輝君)

ただ今上程されました、議案第51号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案書を1枚お開きください。今回の条例改正は第2条の別表に定めている各物件ごとの道路占用料について、今年4月1日より施行されました国の基準に準じて改正を行うものです。

それでは改正内容につきまして、別冊審議資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。審議資料の23ページをください。改正後の条例によりご説明申し上げます。別表道路占用料金表で定めた新たな占用料につきましては国側算定基準としております地価水準などの見直しによるものであり当町の該当をする料金としたものです。24ページから26ページにつきましても同様の改正内容となっております。附則につきましては施行日を平成30年4月1日としたものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第51号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第12 議案第52号

○議長(田中誠君)

日程第12 議案第52号 清里町営リフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(原田賢一君)

ただいま上程されました、議案第52号 清里町営リフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては緑スキー場を利用者の皆様に対するサービス向上を図ることを目的とし本条例の改正を行うものです。

別冊審議資料27ページをお開きください。新旧対照表によりご説明いたします。右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。アンダーラインの部分が今回の改正箇所となります。別表第2の中におきまして、リフト使用料のうち、区分回数券の一番右、備考欄13枚1組を13回1組に改めるとともに、区分回数券の下に、新たに3時間券を追加し、料金を大人1千200円、小人600円と設定し、別表第2とするものであります。附則は、施行期日を定めるもので公布の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（田中誠君）

起立全員です。したがって、議案第52号 清里町営リフトの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

●日程第13 議案第53号

○議長（田中誠君）

日程第13 議案第53号 国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の一部を変更する規約を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

議案第53号、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の一部を変更する規約につきまして提案理由のご説明を申し上げます。本件は地方自治法の定めに基づき協議会規約の一部変更について議会の議決を求めるものです。議案書を1枚お開きください。

今回の規約の一部変更は、第5条に定めている協議会の事務所所在地につきまして小清水町における今年10月10日からの住所日表示の変更に伴うものです。それでは変更内容につきまして、別冊審議資料の新旧対象表によりご説明申し上げます。審議資料の28ページをご覧ください。

変更後の規約によりご説明申し上げます。第5条で定めた協議会の事務所の所在地を斜里郡小清水町本町1丁目10番17号としております。附則につきましては適用を公布の日からとしております。以上提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第53号 国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の一部を変

更する規約は、原案のとおり可決されました。

●日程第14 議案第54号

○議長（田中誠君）

日程第14 議案第54号 二十一号橋補修工事に係る契約変更についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました、議案第54号 二十一号橋補修工事に係る契約変更につきまして提案理由のご説明を申し上げます。次のページをお開きください。本件は地方自治法の定めに基づき、工事請負契約の契約変更について議会の議決を求めるものです。変更する契約は二十一号橋補修工事であり、変更の理由は設計数量の変更によるものです。設計変更の内容につきましてご説明いたします。

本工事につきましては6月16日開催の定例町議会を受けまして契約締結の議決をいただいております。工事内容につきましては、昨年の上部工の補修に続きまして主に橋台、橋脚部の補修と橋梁の塗装を行っております。橋梁の塗装につきましては、既存の塗装を削り取る作業が必要となりますが、その廃材の処分量は、当初におきましては標準的な単位数量を使用し積算いたしております。しかしながら、実施にあたりましては橋梁仮設費の状況や経過年数によりまして差は生じます。今回実績による数量へ変更し、契約金額の変更を行うものです。廃材数量の減により変更後の契約金額は当初から108万円を減額し、5千38万2千円としております。契約の相手方は清里町札弦町48番地、野村興業株式会社です。なお工期につきましては同様に、明年1月30日であります。

以上で提案理由説明とさせていただきます。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第54号 二十一号橋補修工事に係る契約変更については、原案のとおり可決されました。

●日程第15 議案第55号

○議長（田中誠君）

日程第15 議案第55号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（本松昭仁君）

ただ今上程されました、議案第55号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第5号）の提案理由のご説明を申し上げます。補正予算の総額は第1条第1項記載のとおり、歳入歳出それぞれ6千629万1千円を追加し、予算の総額を56億7千21万7千円とするものでございます。第1条第2項につきまして後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、議案書を2枚おめくりください。第2表債務負担行為補正につきましては、清里町学校給食センター業務委託事業について、期間、限度額を記載のとおり追加で定めるものでございます。

それでは歳入歳出補正予算の内容について御説明申し上げます。初めに今回補正提案させていただく事業の内容についてご説明申し上げますので、別冊の審議資料をご用意いただき、29ページをお開きください。補正予算の主な事業についてご説明いたします。なお補正額内の上段のカッコ内の数字は、補正後の当該事業の予算総額でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、議会運営事業につきましては、人事院勧告に基づく議員期末手当率0.1カ月分の増でありまして、19万円を計上するものでございます。

2款総務費、1項給与費、1目職員給与費、特別職給与費につきましても、人事院勧告に基づく特別職期末手当率0.1カ月分の増とそれに伴う共済組合負担金の増でありまして、16万円を計上するものでございます。同じく職員給与費につきましても人事院勧告に基づく一般職の共済組合負担金の増でありまして102万9千円を計上するものでございます。2項総務管理費、1目一般管理費、友好都市モトエカ訪問事業につきましては、モトエカとの友好都市協定再調印に向けての事前協議などを行うものでございまして、町長及び随員職員旅費119万5千円を計上するものでございます。2目財産管理費、基金管理運用事業につきましては、公共施設整備基金積立金に30万円、ふるさと基金積立金に320万円積立を行うものでございまして、財源につきましては町にちょうだいいたしました寄付30万円とふるさと納税による寄付320万円の合計350万円を計上するものでございます。緑清荘施設修繕事業につきましては、経年劣化している煙突の断熱材改修工事を行い、アスベストの飛散を防ぐものでございまして、720万円を計上するものでございます。次のページをお開きください。9目総合庁舎管理費、庁舎改修工事設計委託事業につきましては、役場庁舎の外壁補修や消防職員の出動後のシャワー室設置にかかる工事設計委託料でございまして400万円を計上するものでございます。18目行政情報システム管理費、社会保障番号システム導入事業につきましては、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカードの記載事項の充実を図るため、既存の住民基本台帳システムを改修するものでございまして165万3千円を計上するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、介護保険事業特別会計繰出事業につきまし

では、第7期介護保険事業計画に基づく介護保険事業システムの改修に伴う事務経費について、介護保険事業特別会計に繰出しを行うものでございまして575万円を計上するものでございます。老人福祉施設整備補助事業につきましては、清楽園の煙突断熱改修を行いアスベストの飛散を防ぐ補修について、清楽園に補助を行うものでございまして、560万円を計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目各種医療対策費、後期高齢者医療療養給付事業につきましては、平成28年度医療費に伴う負担の確定による増額でございまして、649万7千円を計上するものでございます。4目環境衛生費、農業集落排水事業特別会計繰出事業につきましては、人事院勧告に基づく農業集落排水事業の職員給与増額分を繰り出すものでございまして、3万9千円を計上するものでございます。次のページをご覧ください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、産地パワーアップ補助事業につきましては、JAの大豆乾燥機械導入に産地パワーアップ補助事業による補助を行うものでございまして、2千550万円を計上するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、焼酎事業特別会計繰出金事業につきましては、人事院勧告に基づく焼酎事業の職員給与増額分を繰り出すものでございまして、18万5千円を計上するものでございます。

8款消防費、1項消防費、1目消防費、斜里地区消防組合清里分署負担金事業につきましては、人事院勧告に基づく人件費増に伴う負担金の増でございまして52万1千円を計上するものでございます。

それでは続いて、事項別明細書により款項区分による補正予算の内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の補正予算に関する説明書を御用意ください。ピンクの中紙の後、4ページの歳出よりご説明申し上げます。なお審議資料において、御説明申し上げました事業につきましては説明を省略させていただきますのでご了解いただきたいと存じます。なお、慣例により目ごとの説明とさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費78万8千円のうち職員手当分等は省略させていただきます。旅費59万8千円につきましてはモトエカとの友好都市協定再調印に向けての事前協議などを行うものでございまして、費用弁償として補正するものでございます。

2款総務費、1項給与費、1目職員給与費は省略させていただきます。2項総務管理費、1目一般管理費及び2目財産管理は省略いたします。次のページをご覧ください。4目広報費、56万3千円につきましては情報発信強化に伴い、広報きよさとのページ数を増やしたため印刷経費を補正するものでございます。9目総合庁舎管理費、18目行政情報システム管理費は省略いたします。10項総合戦略費、1目総合戦略費、50万円につきましては子育て支援、医療費給付実績の増及び今後の推計に基づき、扶助費を補正するものでございます。次のページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者自立支援費、45万9千円につきましては、平成30年度からの障害者自立支援給付事業の改正に合わせ、障害者福祉システム改修にかかる委託料を補正するものでございます。4目老人福祉は省略いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目各種医療対策費60万円につきましては、養育医療費給付実績の増及び推計に基づき、扶助費を補正するものでございます。後期高齢者医療療養給付費負担金は説明を省略させていただきます。4目環境衛生費につきましても説明を省略いたし

ます。次のページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費も省略をさせていただきます。

8款消防費、1項消防費、1目消防費66万4千円のうち14万3千円につきましては、斜里地区消防組合本部職員の人事異動にかかる人件費の増により、負担金を補正するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、40万9千円につきましては、平成30年度から使用開始となる小学校の道徳の教科書にかかる指導書等の購入費を補正するものでございます。次のページをご覧ください。

この表は特別職にかかる給与費、共済費の補正後、補正前の比較でありまして説明は省略させていただきます。次の表は一般職にかかる給与費・共済費の補正後補正前の比較、職員手当の前年度比較でありまして説明は省略させていただきます。

それでは歳入についてご説明申し上げますので1ページにお戻りください。総括表にて説明をさせていただきます。9款地方交付税3千493万7千円につきましては一般財源、13款国庫支出金213万2千円、14款道支出金2千562万5千円、諸収入9万7千円、寄附金350万につきましては特定財源でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第55号 平成29年度清里町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

●日程第16 議案第56号

○議長（田中誠君）

日程第16 議案第56号 平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（藺部 充君）

ただ今上程されました、議案第56号 平成29年度清里町介護保険特事業別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり、617万6千円を追加し、予算の総額を4億7千925万2千円とするものです。第2項につきましては別冊の補正予算に関する説明書により後程ご説明いたします。

今回の補正は、第7期介護保険事業計画に基づく介護保険事業システムの改修業務委託料を補正するものであります。平成29年度補正予算に関する説明書でご説明いたしますので、介護保険事業特別会計事項別明細書12ページをお開きください。

歳出を御説明します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料をシステム改修業務委託料として617万6千円を補正するものです。財源は国庫補助金、42万6千円、一般会計からの事務費繰入金575万円です。

歳入をご覧ください。システム改修の財源としまして、ただいま申し上げました3款2項3目介護保険事業補助金と2款1項1目他会計繰入金を増額補正いたします。どちらも特定財源であります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第56号 平成29年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

●日程第17 議案第57号

○議長（田中誠君）

日程第17 議案第57号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（河合雄司君）

ただ今上程されました、議案第57号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ70万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7千80万6千円とするものでございます。第1条第2項につきましては、別冊の事項別明細書により後ほど説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険事業の都道府県化に伴い、事業報告システムのクラウド構築に係る費用について補正を行うものでございます。それでは平成29年度補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。

歳出よりご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の70万円につきましては、事業報告システムのクラウド化に伴う負担金の増額でございます。事業報告システムにつきましては当初各市町村の使用するスタンドアロン型システムの改修を実施する予定であり、第1号補正において必要な予算措置を行ったところでございますが、その後北海道においてシステムの統一による事務の標準化と効率化及びランニングコストの削減を図るため事業報告システムをクラウド化すると方針が変更されたことによる今回対応するための補正でございます。

内訳といたしましては、13節委託料の32万4千円を減額し、19節負担金補助及び交付金において補正額70万円と委託料を減額して生じた財源32万4千円を充当し、102万4千円を増額するものでございます。

歳入につきましては、上段でも示しているとおり特定財源であります3款国庫支出金35万円、6款道支出金35万円合計70万円でございます。

以上で提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第57号 平成29年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

●日程第18 議案第58号

○議長(田中誠君)

日程第18 議案第58号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長(藤代弘輝君)

ただ今上程されました、議案第58号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ4万8千円を追加し、予算総額を5千680万4千円とするものです。第2項につきましては、後程事項別明細書にて御説明申し上げますが、今回の補正は当会計に属する職員1名の給与改定に伴う職員給与費について予算額の補正を行うものです。

それでは歳入歳出補正予算につきまして御説明いたしますので、別冊の説明資料水色の仕切り、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書の16ページをお開きください。

歳出よりご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4万8千円の追加につきましては、2節給料、3節職員手当等におきまして、職員の人件費に、それぞれ記載の額を増額補正するものです。

なお歳入につきましては同じく16ページの上段にお示ししているとおり、歳出見合額として、特定財源となります簡易水道施設整備基金繰入金4万8千円を増額補正いたします。なお17ページ以降は給与費明細書となっておりますが、説明は省略させていただきます。以上提案理由を説明いたします。

○議長(田中誠君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第58号 平成29年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第19 議案第59号

○議長（田中誠君）

日程第19 議案第59号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（藤代弘輝君）

ただ今上程されました、議案第59号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回補正につきましては、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ3万9千円を追加し、予算総額を1億486万3千円とするものです。第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますが、今回の補正は当会計に属する職員1名の給与改定に伴う職員給与費について予算額の補正を行うものです。それでは歳入歳出補正予算につきましてご説明いたしますので、別冊の説明資料紫色の仕切り、農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書の22ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3万9千円の追加につきましては、2節給料、3節職員手当等によりまして、職員の人件費にそれぞれ記載の額を増額補正するものです。3款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、今回補正に伴う調整措置として、財源を一般会計繰入金から、農業集落排水会計の一般財源の振替を行うものです。

なお歳入につきましては同じく22ページの上段にお示しているとおり、歳入見合額として特定財源となる一般会計からの繰入金3万9千円を増額補正するものです。なお23ページ以降は、給与費明細書になっておりますが説明省略させていただきます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（田中誠君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田中誠君）

起立全員です。

したがって、議案第59号 平成29年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

●日程第20 議案第60号

○議長（田中誠君）

日程第20 議案第60号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。焼酎醸造所長。

○焼酎醸造所長（清水俊行君）

ただ今上程されました、議案第60号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ31万3千円を追加し、予算の総額を1億3千50万8千円とするものであります。第2項につきましては後ほど別冊の清里焼酎事業特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

今回の補正は人事院勧告によります給与改正に伴う職員給与費の補正を行うものであります。それでは歳出からご説明いたしますので、別冊の補正予算に関する説明のうぐいす色の仕切り、焼酎事業特別会計の事項別明細書の28ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費31万3千円の増額は、2節給与、3節職員手当等の職員給与費としてそれぞれ記載の額を増額補正を行うものです。

次に歳入について説明いたしますので27ページにお戻りください。歳入につきまして総括で説明いたします。1款財産収入につきましては、一般財源となる焼酎売払い収入で12万8千円を増額補正。2款繰入金につきましては、特定財源で18万5千円を一般会計より繰入補正をいたします。なお29ページ以降は給与費明細書としておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、議案第60号 平成29年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

●日程第21 意見案第8号

○議長(田中誠君)

日程第21、意見案第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 前中康男君。

○4番(前中康男君)

産業福祉常任委員会提出の意見案第8号を説明いたします。議会提出議案をご覧ください。

意見案第8号、平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成29年12月13日提出、清里町産業福祉常任委員会委員長 前中康男。

次のページを開きください。前文を省略し、期以下の内容を読み上げます。

- 1、食料・農業・農村基本計画等で定める牛乳乳製品や肉類の自給率目標と生産努力目標の達成に向け、適切な国境措置の堅持、盤石な経営所得安定(所得補償)、政策の構築、万全な需給安定対策の確立及び生産基盤強化対策の推進などを図り、地域資源を有効活用する国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。
- 2、UR農業交渉合意等における牛肉関税の引き下げの代償として導入されたセーフガードについては、国産牛肉の生産振興に重要な措置であることから、四半期ごとに設定される法定の発動基準数量の緩和等の見直しは断じて行わないこと。

次のページをお開きください。

- 3、改正蓄安法下で設定される「平成30年度の加工原料乳生産者補給金単価」については、将来不安を払拭し、生産基盤の強化を図る観点から経営努力が報われ意欲と展望の持てる

- 安定的な所得確保と再生産可能となる水準で設定すること。また交付対象数量については、国産乳製品が安定的に優先供給されるよう適切に設定すること。
- 4、集送乳調整金については、条件不利地の生乳をあまねく集荷する指定団体の機能が十分に発揮できるよう、その機能発揮に見合った適正な単価水準で設定すること。
 - 5、肉用子牛生産者補給金制度については、算定方式の見直しや繁殖経営支援事業との一本化を早急に行い、品種ごとに再生産確保と意欲の持てる保証基準価格等を適正に設定すること。
 - 6、輸入飼料に依存しない自給飼料型酪農生産に取り組む酪農家を支援する飼料生産型酪農経営支援事業については、将来不安を払拭し、国際競争に対抗する経営安定政策と位置づけ、支援対象要件の弾力的な運用、緩和や支援の水準を高めるなど、事業内容の充実強化を図ること。
 - 7、畜産養豚経営の更なる体質強化・所得安定に向け、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の補填割合の引上げや養豚経営安定対策（豚マルキン）の補填割合の引上げ並びに国庫負担水準の引上げを早急に図ること。
 - 8、酪農・畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金を要し、その資金の回収には時間がかかり、畜産物価格や生産コストの変動も大きい等の特徴を有していることから、長期・低利な資金へ借り換え、利子補給を通じた営農負債償還圧の軽減により経営再建を後押しする畜産特別資金の事業を継続すること。
 - 9、乳製品市場の国際化が進展する中で、国産需要の喪失やチーズ向け等乳価の下落による所得低下などが強く懸念されることから、国産チーズ等の生産振興、品質向上などを図るための万全な生産者等支援対策を講じること。
 - 10、指定団体制度改革などに伴う生乳の需給の安定に対する生産者不安を払拭するため、国の責任において需給緩和等における生産者団体等による乳製品製造経費、（委託加工費）や調整保管経費等を支援する万全かつ機動的な生乳需給安定対策を講じること。
 - 11、専業地域及び兼業地域、大規模経営や家族経営など多種多様な地域事情を踏まえた計画的な事業の推進（安定的な投資）が可能となるよう畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）や酪農経営体生産性向上緊急対策事業（楽酪事業）の十分な予算を確保の上、生産現場の要望に対応した事業内容に充実強化を図ること。
 - 12、酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、酪農家の働き方改革の上でも酪農ヘルパー要員の確保や雇用環境の充実等による定着及び新規就農の促進を図るためにも極めて重要であることから、利用組合など生産現場の要望を踏まえた事業内容に充実強化すること。また酪農ヘルパーに高度な専門技術者としての専門資格を付与する制度を創設し、資格習得した酪農ヘルパーに対する給与、待遇面での政策支援を行うなど人材養成対策を強化すること。
 - 13、近隣アジア諸国を中心に海外における口蹄疫等の家畜伝染病が発生し、家畜伝染病の国内への侵入リスクが依然高いことから国内における防疫対策、並びに体制の充実強化を図ること。以上です。

○議長（田中誠君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、討論を省略し採択したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。

これから、意見案第8号を、採決します。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田中誠君)

起立全員です。

したがって、意見案第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する意見書については、原案のとおり決定されました。

○議長(田中誠君)

お諮りします。ただ今可決されました意見書の提出先並びに内容の字句等については、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(田中誠君)

異議なしと認めます。したがって、意見書の提出先並びに字句等の整理については、議長に委任にすることに決定しました。

○議長(田中誠君)

これで、本日の会議は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第7回清里町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後 3時34分